令和８年江南市議会１２月定例会議案目録

令和８年１１月２６日

議案第１０１号	人権擁護委員の推薦について	Ｐ	2
議案第１０２号	江南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	Ｐ	7
議案第１０３号	江南市火災予防条例の一部改正について	Ｐ	11
議案第１０４号	江南市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について	Ｐ	14
議案第１０５号	江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について	Ｐ	23
議案第１０６号	市道路線の廃止について	Ｐ	30
議案第１０７号	江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について	Ｐ	33
議案第１０８号	江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について	Ｐ	48
議案第１０９号	令和８年度江南市一般会計補正予算（第５号）	Ｐ	57
議案第１１０号	令和８年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	Ｐ	137
議案第１１１号	令和８年度江南市介護保険特別会計補正予算（第３号）	Ｐ	147
議案第１１２号	令和８年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	Ｐ	165
議案第１１３号	令和８年度江南市水道事業会計補正予算（第３号）	Ｐ	175
議案第１１４号	令和８年度江南市下水道事業会計補正予算（第３号）	Ｐ	197
報告第１９号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	Ｐ	222

令和８年議案第１０１号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

記

住　　所
氏　　名　　鈴木　幸一
生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員　高田愛子氏が令和９年３月３１日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

鈴　木　幸　一　履　歴

住　　所

生年月日

学　　歴

職　　歴

（参　考）

人　権　擁　護　委　員　名　簿

（令和８年１１月１日現在）

住　　所	氏　　名	生 年 月 日	任　　期
	高田　愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日
	仙田　桂		自令和 6年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	佐口多寿枝		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	武馬　健之		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	河原　佳子		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 7年10月 1日 至令和10年 9月30日
	長尾恵利世		自令和 8年 4月 1日 至令和11年 3月31日
	柴田　広美		自令和 8年 4月 1日 至令和11年 3月31日
	大池　健弘		自令和 8年10月 1日 至令和11年 9月30日

（参　考）

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第２条　人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第６条　人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

２　　（略）

３　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

４及び５　　（略）

６　人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第７条第１項第４号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

７及び８　　（略）

（委員の任期）

第９条　人権擁護委員の任期は、３年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和８年議案第１０２号

江南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

江南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

江南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（登録資格） 第2条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。 (1)　地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 (2)～(4)　　(略) （登録） 第4条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条　地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により	（登録資格） 第2条　同左 (1)　地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号に規定する職務代行者 (2)～(4)　　(略) （登録） 第4条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条　地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこ

新	旧
この条例に基づく申請をすることができる。 2　　（略）	の条例に基づく申請をすることができる。 2　　（略）

令和８年議案第１０３号

江南市火災予防条例の一部改正について

江南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、調理に用いる火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、排気ダクト等の管理の基準を定めるため、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

江南市火災予防条例（昭和３８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（液体燃料を使用する器具） 第18条　　（略） 2　　（略） 3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第18条　　（略） 2　　（略）
（固体燃料を使用する器具） 第19条　　（略） 2　　（略） 3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第19条　　（略） 2　　（略）
（気体燃料を使用する器具） 第20条　　（略） 2　　（略） 3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第20条　　（略） 2　　（略）
（電気を熱源とする器具） 第21条　　（略） 2　　（略） 3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第21条　　（略） 2　　（略）

令和８年議案第１０４号

江南市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

江南市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、個人番号カードによる受給資格等の確認を開始する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　江南市子ども医療費の助成に関する条例（昭和４８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「（以下「医療保険自己負担額」という。）」を削り、同条第２項中「健康保険法（大正１１年法律第７０号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「当該」を削る。

第６条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

（江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　江南市障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「第２条第３項に規定する未就学児」を「第２条第１項及び第２条の２第１項に規定する子ども（出生の日から６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に限る。）」に改める。

第５条第２項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

第６条第１項中「（以下「医療保険自己負担額」という。）」を削り、同条第２項中「健康保険法（大正１１年法律第７０号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「当該」を削る。

（江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第３条　江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（昭和５３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第５号中「第２条第３項に規定する未就学児」を「第２条第１項及び第２条の２第１項に規定する子ども（出生の日から６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に限る。）」に改める。

第３条第２項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

第４条第１項中「（以下「医療保険自己負担額」という。）」を削り、同条第２項中「健康保険法（大正１１年法律第７０号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「当該」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

江南市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市子ども医療費の助成に関する条例（第１条関係）

新	旧
（助成の範囲） 第4条　市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、当該受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として助成する。	（助成の範囲） 第4条　市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、当該受給資格者に対し、その満たない額に相当する額(以下「医療保険自己負担額」という。)を子ども医療費(以下「医療費」という。)として助成する。
2　前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	2　前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
（受給者証の提示） 第6条　前条により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)	（受給者証の提示） 第6条　前条により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)

新	旧
は、第4条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。	は、第4条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

江南市障害者医療費の助成に関する条例（第２条関係）

新	旧
(適用除外) 第4条　前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。 (1)～(3)　(略) (4)　江南市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第1号)第2条第1項及び第2条の2第1項に規定する子ども(出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。) (5)　(略)	(適用除外) 第4条　同左 (1)～(3)　(略) (4)　江南市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第1号)第2条第3項に規定する未就学児 (5)　(略)

新	旧
（受給者証） 第5条　　（略） 2　受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、次条第1項の規定による障害者医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。	（受給者証） 第5条　　（略） 2　受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、次条第1項の規定による障害者医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。
（医療費の助成） 第6条　市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する	（医療費の助成） 第6条　市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する

新	旧
額を障害者医療費(以下「医療費」という。)として助成する。	額(以下「医療保険自己負担額」という。)を障害者医療費(以下「医療費」という。)として助成する。
2　前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	2　前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
3及び4　　(略)	3及び4　　(略)

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（第３条関係）

新	旧
(受給資格者)	(受給資格者)
第2条　　(略)	第2条　　(略)
2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。	2　同左
(1)～(4)　　(略)	(1)～(4)　　(略)
(5)　江南市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第1号)第2条第1項及び第2条の2第1項に規定する子ども(出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)及び江南市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)により医療費の助成を受けることができる者	(5)　江南市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第1号)第2条第3項に規定する未就学児及び江南市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)により医療費の助成を受けることができる者

新	旧
(6)　　(略)	(6)　　(略)
3　　(略)	3　　(略)
(受給者証)	(受給者証)
第3条　　(略)	第3条　　(略)
2　受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、次条第1項の規定による母子・父子家庭医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。	2　受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、次条第1項の規定による母子・父子家庭医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。
(医療費の助成)	(医療費の助成)
第4条　市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たな	第4条　市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たな

新	旧
いときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子・父子家庭医療費(以下「医療費」という。)として助成する。	いときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額(以下「医療保険自己負担額」という。)を母子・父子家庭医療費(以下「医療費」という。)として助成する。
2　前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	2　前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
3及び4　　(略)	3及び4　　(略)

令和８年議案第１０５号

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない精神障害者の入院治療に係る精神障害者医療費の助成を廃止する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例（平成２０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「次のア又はイに掲げる」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条第１項に規定する者であって、次のア又はイに該当する」に改め、同号イを次のように改める。

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第３項の規定による自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている者

第２条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を削る。

第６条第１項中「一般医療を除く」を「通院医療に限る」に改め、「（以下「医療保険自己負担額」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第２項中「健康保険法（大正１１年法律第７０号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「当該」を削る。

第７条中「（入院医療の場合にあっては、第２条第１号アに掲げる者に限る。）」を削る。

第８条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

第９条第１項中「入院医療、通院医療又は一般医療（以下「入院医療等」という。）」を「医療」に、「入院医療等に」を「医療に」に改め、同条第３項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第６条第２項及び第８条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（参　考）

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	（定義） 第2条　同左
(1)　精神障害者　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する者であって、次のア又はイに該当する者	(1)　精神障害者　次のア又はイに掲げる者
ア　　(略)	ア　　(略)
イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定による自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者	イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する者(アに掲げる者を除く。)
	(2)　入院医療　精神障害者が精神病床への入院により精神疾患に係る治療を行うこと。
(2)　　(略)	(3)　　(略)
	(4)　一般医療　精神障害者が入院医療及び通院医療以外の治療を行うこと。
（医療費の助成） 第6条　市長は、精神障害者の疾病について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(第2条第1号イに掲げる者にあっては、通院医療に	（医療費の助成） 第6条　市長は、精神障害者の疾病について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(第2条第1号イに掲げる者にあっては、一般医療を

新	旧
限る。)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として助成する。	除く。)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額(以下「医療保険自己負担額」という。)を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として助成する。ただし、第2条第1号イに掲げる者の入院医療(精神作用物質による急性中毒又はその依存症に係る入院医療は、助成対象としない。)を受けた場合における助成額は、医療保険自己負担額の2分の1に相当する額とする。
2　前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	2　前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
(精神障害者医療費受給者証) 第7条　この条例による医療費の助成を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を	(精神障害者医療費受給者証) 第7条　この条例による医療費の助成を受けようとする受給資格者(入院医療の場合にあっては、第2条第1号アに掲げる者に限る。)は、市長に申請し、規則の定め

新	旧
証する精神障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。	るところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する精神障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。
(受給者証の提示)	(受給者証の提示)
第8条　前条により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、第6条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。	第8条　前条により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、第6条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。
(助成の方法)	(助成の方法)
第9条　市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該受給者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。	第9条　市長は、受給者が医療機関等で入院医療、通院医療又は一般医療(以下「入院医療等」という。)を受けた場合には、医療費として当該受給者に助成すべき額の限度において、その者が当該入院医療等に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

新	旧
2　　（略）	2　　（略） 3　市長は、受給資格者（第2条第1号イに掲げる者に限る。以下この項において同じ。）が医療機関等で入院医療を受けた場合には、医療費として当該受給資格者に助成すべき額の限度において、その者が当該入院医療に関し当該医療機関等に支払った費用を、当該受給資格者からの申請により、当該受給資格者に支払うものとする。

令和８年議案第１０６号

市道路線の廃止について

市道の路線を別添のとおり廃止したいので道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、道路不存在により、市道路線を廃止する必要があるからであります。

廃　止　路　線

整　理 番　号	路　線　名	起　　点 終　　点	主　要 経過地
1	市道北部第 ２　３　号 線	小脇町小脇２９６番地先 小脇町小脇３００番地先	

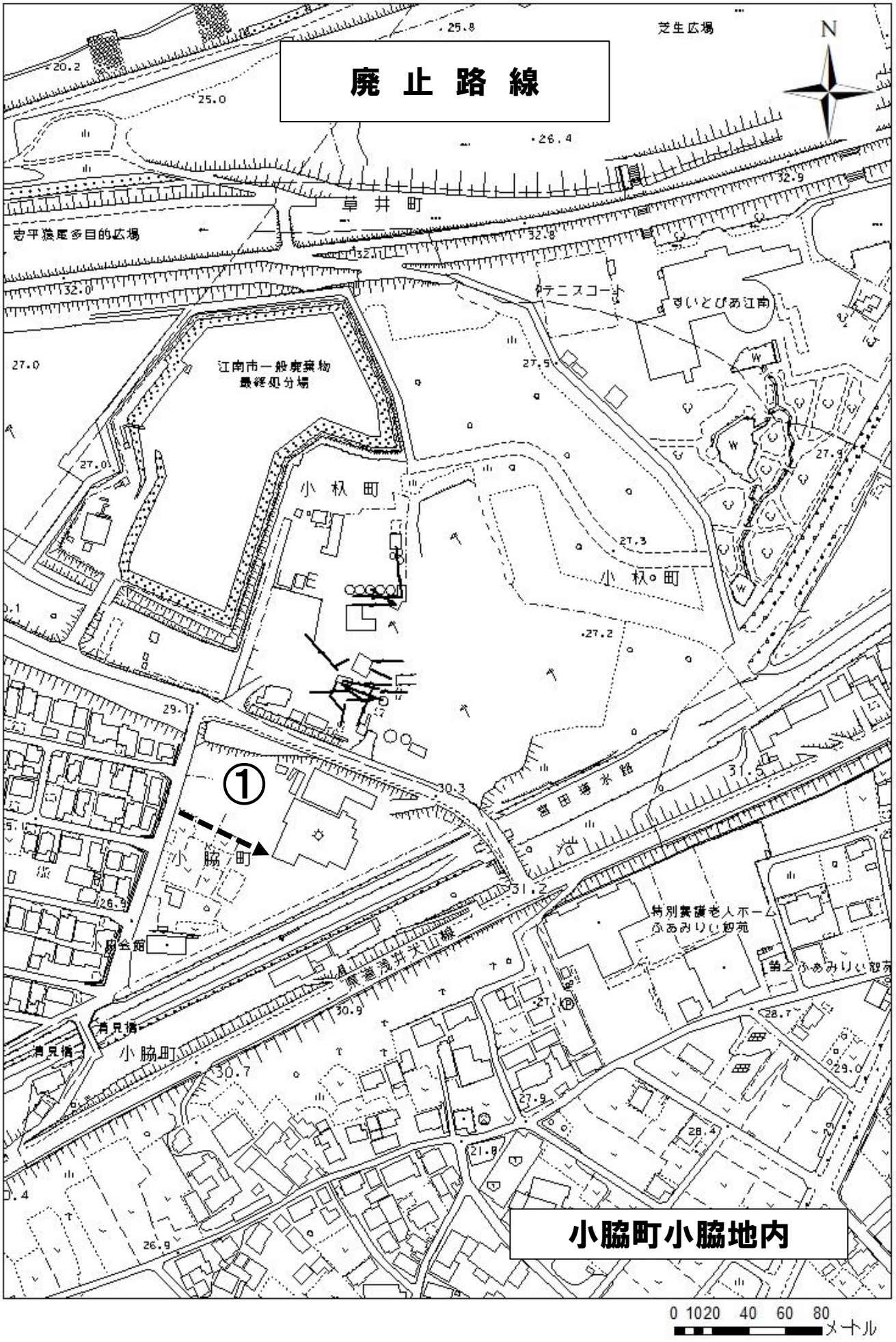
廃 止 路 線
N
芝生広場
草 井 町
忠平猿尾多目的広場
テニスコート
すいとぴあ江南
江南市一般廃棄物
最終処分場
小 杁 町
小 杁 町
①
小 脇 町
小脇町
小脇会館
清兄橋
清兄橋
特別養護老人ホーム
ふあみりい恕苑
第2ふあみりい恕苑
小脇町小脇地内
0 10 20 40 60 80
メートル

令和８年議案第１０７号

江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

記

公の施設の名称　　江南市在宅障害者デイ・サービス施設
指 定 管 理 者　　社会福祉法人　ときわ会
指 定 の 期 間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定期間が令和９年３月３１日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

（参　考）

協　　定　　書（案）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号。以下「指定管理者の指定手続等に関する条例」という。）第6条の規定に基づき、江南市と指定管理者社会福祉法人ときわ会（以下「指定管理者」という。）は、江南市在宅障害者デイ・サービス施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条　江南市は、江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第27号。以下「施設の設置及び管理に関する条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、別紙「仕様書」に掲げる施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者の指定期間）

第2条　令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（管理の基準）

第3条　指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、施設を最大限活用し、施設の利用を許可された者（以下「利用者」という。）が平等に利用できるよう努めなければならない。

2　施設の開館時間及び休館日は、別紙「仕様書」に定めるものとする。

（業務の範囲）

第4条　業務の範囲は、別紙「仕様書」に定めるものとする。

（遵守事項）

第5条　指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2　指定管理者は、善良なる管理者として注意をもって業務を処理し、利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

（指定管理料）

第6条　江南市は、指定管理者に対して別紙「覚書」のとおり指定管理料を支払うものとする。

（事業報告）

第 7 条　指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を江南市に報告しなければならない。

(1)　管理及び運営の実施状況及び利用状況

(2)　管理及び運営に係る経費の収支状況

(3)　その他、江南市が必要とする事項

（事業状況の調査等）

第 8 条　江南市は、指定管理者の行う管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

（備品の貸与）

第 9 条　江南市は、管理及び運営に必要な備品を無償で貸し付けるものとする。

（管理及び運営の再委託）

第 10 条　指定管理者は、管理及び運営の全部を第三者に行わせてはならない。

2　指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理及び運営の一部を第三者に行わせることができる。ただし、指定管理料において委託経費として算入されている業務は、江南市の承認を得たものとする。

（原形変更）

第 11 条　指定管理者は、施設の原形を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

（事故報告）

第 12 条　指定管理者は、施設の管理及び運営にあたり、施設、設備及び備品の破損その他事故が発生したときは、ただちに状況を江南市に報告し、その指示に従わなければならない。

（利用料金）

第 13 条　施設の使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

2　前項の利用料金は、施設の設置及び管理に関する条例に定める額を上限とし、あらかじめ江南市の承認を得た額とする。

3　利用料金は、原則、一の会計年度の間においては同一料金とする。

4　利用料金は、指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得た場合は、減免することができる。

5　利用料金を収受できる期間は、第 2 条に定める期間とする。

6　利用料金の収受については、条例及び規則の規定による。

（損害賠償）

第 14 条　指定管理者は、施設の管理及び運営に関して指定管理者の責に帰すべき理由により、江南市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、江南市が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。また、江南市が第三者に賠償した場合は、江南市は指定管理者に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（個人情報の取扱い等）

第 15 条　指定管理者は、指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（災害時の対応）

第 16 条　地震等の災害により市民への救援対策が必要となった場合、施設の使用については江南市の指示に従わなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第 17 条　指定管理者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定の取消し等）

第 18 条　江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が、この協定の条項に違反したとき。

(2) 第 8 条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないと認めるとき。

2　前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、江南市はその責めを負わない。

3　指定管理者は、第 1 項の規定により指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南

市が定める金額を返還しなければならない。

4　不可抗力により管理及び運営の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

（雑則）

第 19 条　この協定書に定めのない事項及び特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

江南市
市　長　　澤　田　和　延

江南市河野町五十間 88 番地
社会福祉法人　ときわ会
理事長　　春　日　井　昌　市

（参　考）

覚　　書（案）

江南市と指定管理者社会福祉法人ときわ会（以下「指定管理者」という。）との間において、江南市在宅障害者デイ・サービス施設の管理及び運営に関する協定書の締結にあたり、協定書第６条に定める令和　年度の指定管理料について、次のように覚書を締結する。

１．指定管理料　　金　　円

２．指定管理料の支払月及び支払金額

４月	円
７月	円
１０月	円
１月	円

この覚書を証するため、本書を２通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

江南市
市　長　　澤　田　和　延

江南市河野町五十間 88 番地
社会福祉法人　ときわ会
理事長　　春　日　井　昌　市

（参　考）

江南市在宅障害者デイ・サービス施設指定管理者の仕様書（案）

江南市在宅障害者デイ・サービス施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1　趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2　施設の管理及び運営に関する基本的な考え方

施設を管理及び運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

(1) 在宅の障害者に対し各種の相談に応じるとともに、教養の向上、機能回復訓練等社会生活への適応性を高め、在宅障害者の福祉増進を図るという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。

(2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。

(3) 効率的かつ効果的な管理及び運営を行い、経費の節減に努めること。

(4) 常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。

(5) 個人情報保護に努めること。

3　施設の概要

ア　名　称　　江南市在宅障害者デイ・サービス施設「あゆみ」

イ　所在地　　江南市後飛保町平野 75 番地 2

ウ　施設の規模　敷地面積　1,100.91 ㎡

延床面積　323.44 ㎡

エ　構　造　　鉄筋コンクリート造　平屋建

オ　施設内容　　玄関、社会適応訓練室、作業室、日常生活訓練室、休養室、事務室兼相談室、湯沸室、廊下、便所、浴室、駐車場

4　開館時間

(1) 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) デイ・サービス事業は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

(3) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前各項目の開館時間を変更することができる。

5　休館日

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(4) 前各項目にかかわらず、障害者の団体等にあっては 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(5) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前各項目の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

6　指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間

7　法令等の遵守

施設の管理及び運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各項目に掲げる法令等に基づかなければならない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

(2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）

(3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）

(4) 江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 27 号）

(5) 江南市在宅障害者デイ・サービス施設の管理及び運営に関する規則（令和 2 年規則第 38 号）

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
(9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
(10) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
(11) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第3号）
(12) 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）
(13) 江南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第11号）
(14) 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）
(15) 労働関係法令
(16) その他関係法令

8　個人情報の適正管理

(1) 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
(2) 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
(3) 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
(4) 指定管理者は、前各項目に定めるもののほか、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。
(5) 指定管理者は、前各項目による事務を処理させるため、個人情報の保護に係る責任者を定めなければならない。

9　職員の配置等

(1) 施設には、江南市と協議の上、職員を配置すること。
(2) 職員の勤務形態は、施設の管理及び運営に支障がないように定めること。
(3) 職員に対して、施設の管理及び運営に必要な研修を実施すること。

10　業務内容

(1) 施設の利用許可等に関すること。

［在宅障害者］

① 利用しようとする者から、デイ・サービス施設利用許可申請書に健康診断書及び地域生活支援事業受給者証を添えて提出させる。

② 市長と協議のうえ、利用を許可したときは、デイ・サービス施設利用許可通知書を、不許可としたときは、デイ・サービス施設利用不許可通知書を交付する。

［障害者の団体等］

① 利用しようとする障害者の団体等から、デイ・サービス施設貸館利用許可申請書を利用しようとする日の３月前から前日までの間に提出させる。

② 利用を許可したときは、デイ・サービス施設貸館利用許可通知書を、不許可としたときは、デイ・サービス施設貸館利用不許可通知書を交付する。

(2) 利用の許可の取消しに関すること。

① 在宅障害者が利用の許可の取消しをする場合は、デイ・サービス施設利用許可取消届を、障害者の団体等が利用の許可の取消しをする場合は、デイ・サービス施設貸館利用許可取消届を提出させる。

② デイ・サービス施設利用許可取消届が提出された場合は、利用の許可を取消し、デイ・サービス施設利用取消通知書を、デイ・サービス施設貸館利用許可取消届が提出された場合は、利用の許可を取消し、デイ・サービス施設利用許可取消通知書を交付する。

(3) デイ・サービス事業に関すること。

① 機能訓練

・日常生活動作訓練

日常生活上の体の動作が合理的に運動できるように各自の状態に応じて行う。

・機能回復訓練

障害の状態、能力に応じ座位、立位、起立、歩行訓練またはそれに関わる訓練を行う。

・家事訓練

簡単な調理、衣服の補修、洗濯等を行う。

・音楽療法

音楽を通じて心の癒しや機能回復の促進を図る。

② 社会適応訓練

・パソコン

自己実現、意思の伝達の拡大を図る。

・ストレッチ

軽運動をとおして自己の運動能力の維持、助長を行い活動範囲の拡大を図る。

③　創作的活動

各自の障害箇所、状態に応じた創作活動を行うことで、心身機能の維持、在宅生活の支援や介護者の負担の軽減を図る。

また、軽作業を系統的に行うことにより、自己能力の開発、助長を促す。

④　レクリエーション

障害者各自の能力に基づいたレクリエーション活動を行うことで、生活の向上を援助する。

⑤　入浴

障害者へ入浴サービスの提供を行う。

⑥　送迎

デイ・サービス利用者の送迎を行う。

⑦　更生相談

日常の生活支援のために、障害者、介護者からの相談を行う。

⑧　介護指導

障害者を持つ家族に介護技術の指導を行う。

⑨　健康指導

障害者の健康管理を行う。

(4) 費用の徴収に関すること。

毎月 10 日までに前月の利用実績に応じて自己負担額を算定し、利用者に対して請求をする。

(5) 施設利用事業に関すること。

江南市内の障害者団体及びボランティア団体等の施設利用を調整及び管理する。

(6) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。

①　施設維持管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品の購入に関すること。

②　燃料費、光熱水費の支払いに関すること。

③　通信運搬費の支払いに関すること。

④　施設の定期清掃を行うこと。

⑤　施設内の電気設備、空調設備、給排水設備等の日常巡視点検を行うこと。

(7) その他施設の管理及び運営に関して市長が必要と認める業務

11　管理経費等について

(1) 予算の執行

別に定める予算に基づいて、次のとおり執行すること。

①　人件費、管理費及び運営費は、当該年度の予算額以内で執行すること。

②　修繕費は、当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、1 件 300,000 円を超える場合は、事前に江南市と協議し、原則として、江南市の予算で執行するものとする。なお、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

③　年間の運営は、予算科目の当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、江南市との協議により科目間の流用ができるものとする。

④　予算の執行にあたって不用額が生じた場合は、精算するものとする。

(2) 会計報告及び事業報告

毎年度終了後 30 日以内に、会計報告及び事業報告を行うこと。

(3) 経理事務

指定管理者は、経理規程等を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 実地調査

江南市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を行うことができる。

12　指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により江南市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13　物品の管理等

(1) 指定管理者が、指定管理料により物品を購入する場合は、その物品は江南市の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、江南市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、貸与備品整理簿を備えなければならない。

(3) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期に江南市の照合を受けなければならない。

14　業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

(2) 指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、江南市と協議を行うこと。

(3) その他、本仕様書に記載のない事項については、江南市と協議を行うこと。

(4) 指定管理者は、施設の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を江南市に提出すること。

(5) 指定期間開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、指定管理者の報告や江南市の実施する調査によりモニタリングを行う。また、毎年度終了後、事業報告書の内容、実施調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。

(6) 事業評価の結果、指定管理者の業務が協定書、仕様書等に定められた内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合指定を取り消すことがある。

15　その他

(1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、江南市は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、江南市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力など江南市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するも

のとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

江南市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとする。

（参　考）

江南市在宅障害者デイ・サービス施設指定管理料支払額内訳表

令和９年度～令和１１年度　指定管理料総額　１３８，０９６，０００円

年　　度	指　定　管　理　料	支　払　月
令和９年度	４５，８４３，０００円	４月 ７月 １０月 １月
令和１０年度	４６，０５３，０００円	４月 ７月 １０月 １月
令和１１年度	４６，２００，０００円	４月 ７月 １０月 １月

令和８年議案第１０８号

江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

記

公の施設の名称	指定管理者
江南市立学習等供用施設鹿子島会館	鹿子島区
江南市立学習等供用施設前飛保会館	前飛保区
江南市立学習等供用施設飛高会館	飛高区
江南市立学習等供用施設村久野会館	村久野区
江南市立学習等供用施設小脇会館	小脇区
江南市立学習等供用施設草井会館	草井区
江南市立学習等供用施設神明会館	神明区

指定の期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定期間が令和９年３月３１日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

（参　考）

協　定　書（案）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第２号。以下「指定管理者の指定手続等に関する条例」という。）第６条の規定に基づき、江南市と指定管理者○○区（以下「指定管理者」という。）は、江南市立学習等供用施設○○会館（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　江南市は、江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年条例第 27 号。以下「施設の設置及び管理に関する条例」という。）第３条第１項の規定に基づき、別紙「仕様書」に掲げる施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者の指定期間）

第２条　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

（管理の基準）

第３条　指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、施設を最大限活用し、施設を利用する者（以下「利用者」という。）が平等に利用できるよう努めなければならない。

２　施設の開館時間及び休館日は、施設の設置及び管理に関する条例等で定めるもののほか、別紙「仕様書」に定めるものとする。

（業務の範囲）

第４条　業務の範囲は、施設の設置及び管理に関する条例等で定めるもののほか、別紙「仕様書」に定めるものとする。

（遵守事項）

第５条　指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

２　指定管理者は、善良なる管理者として注意をもって業務を処理し、利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

（指定管理料）

第６条　第２条に規定する期間の指定管理料は、無料とする。

（事業報告）

第７条　指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を江南市に報告しなければならない。

（１）管理及び運営の実施状況及び利用状況

（２）管理及び運営に係る経費の収支状況

（３）その他、江南市が必要とする事項

（事業状況の調査等）

第８条　江南市は、指定管理者の行う管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（管理及び運営の再委託）

第９条　指定管理者は、管理及び運営の全部を第三者に行わせてはならない。

２　指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理及び運営の一部を第三者に行わせることができる。

（施設の管理運営費）

第 10 条　施設の管理及び運営に要する経費は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、火災保険料は、江南市の負担とする。

（施設の修繕及び工事）

第 11 条　施設及び設備において、経年劣化により修繕又は工事が必要になった場合の費用については、すべて指定管理者の負担とする。

（原形変更）

第 12 条　指定管理者は、施設の原形を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

（事故報告）

第 13 条　指定管理者は、施設の管理及び運営にあたり、施設又は設備の破損その他事故が発生したときは、ただちにその状況を江南市に報告し、その指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 条　指定管理者は、施設の管理及び運営に関して指定管理者の責に帰すべき理由により、江南市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、江南市が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。また、江南市が第三者に賠償した場合は、江南市は指定管理者に対してその賠償した

金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（個人情報の取扱い等）

第 15 条　指定管理者は、指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（災害時の対応）

第 16 条　地震等の災害により市民への救援対策が必要となった場合、施設の使用については江南市の指示に従わなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第 17 条　指定管理者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定の取消し等）

第 18 条　江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）指定管理者が、この協定の条項に違反したとき。

（２）第８条の指示に従わないとき。

（３）その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないと認めるとき。

２　前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生ずることがあっても、江南市はその責めを負わない。

（雑則）

第 19 条　この協定書に定めのない事項及び特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

江南市
市　長　　澤田　和延

江南市○○町○○　○番地
○○区
代表者

（参　考）

江南市立学習等供用施設○○会館指定管理者の仕様書（案）

江南市立学習等供用施設○○会館（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

１　趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

２　施設の管理及び運営に関する基本的な考え方

施設を管理及び運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

（１）施設が、市民の学習、保育、休養、集会等の用に供するという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。

（２）利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。

（３）効率的かつ効果的な管理及び運営を行うこと。

（４）常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。

（５）個人情報保護に努めること。

３　施設の概要

ア　名　称　　江南市立学習等供用施設○○会館

イ　所在地　　江南市○○町○○　○番地

ウ　施設の規模　敷地面積　○○㎡

　　床面積　○○㎡

エ　構　造　　鉄筋コンクリート造

オ　施設内容　　１階　○○

　　２階　○○

４　開館時間

（１）午前９時から午後９時 30 分までとする。ただし、個人による施設利用のときは午後５時までとする。

（２）指定管理者は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することがで

きる。

5　休館日

全日開館を原則とするが、指定管理者は、特に必要と認めるときは、臨時に休館をすることができる。

この場合は、できる限り事前に予告するよう努めること。

6　指定期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの間

7　法令等の遵守

施設の管理及び運営にあたっては、本仕様書の他、次の各項目に掲げる法令等に基づかなければならない。

（１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（２）江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第２号）

（３）江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第３号）

（４）江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年条例第 27 号）

（５）江南市立学習等供用施設の管理及び運営に関する規則（昭和 52 年規則第２号）

（６）業務を遂行する上で、関連する法律等がある場合は、それらを遵守しなければならない。

8　個人情報の適正管理

（１）指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

（２）指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

（３）指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（４）指定管理者は、前各項目に定めるもののほか、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

（５）指定管理者は、前各項目による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

９　業務内容

（１）施設の利用許可に関すること。

①　利用の申込みは、利用しようとする者が指定管理者に直接行い、利用の許可は原則として申込受付順とすること。

②　集会その他の目的のため施設を利用しようとする者から、学習等供用施設利用（利用変更）許可申請書（以下「申請書」という。）を、利用しようとする日の３月前から前日までの間（以下「申請期間」という。）に提出させる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、申請期間を変更することができる。

また、利用の許可をしたときは、学習等供用施設利用許可書（以下「許可書」という。）を利用者へ交付する。

③　利用の許可を受けた者が、許可された事項を変更するときは、あらかじめ申請書を提出させる。また、利用の取消しをしようとするときは、速やかに学習等供用施設利用取消届に許可書を添えて提出させる。

④　個人が施設を一般に利用しようとするときは、学習等供用施設利用者名簿に必要な事項を記載させることにより利用の許可を申請し、かつ許可されたものとみなす。

（２）施設の管理及び運営に関すること。

①　利用者に次のことを周知すること。

・所定の場所以外で火気を使用しないこと。
・他人に迷惑又は危険となる行為をしないこと。
・施設又は備品等を損傷し、又は滅失しないこと。損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならないこと。
・物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
・広告物の掲示その他これに類する行為をしないこと。
・その他、管理上必要な指示に従うこと。

② 利用者による利用後の施錠、清掃、火の後始末の確認を徹底するとともに施設を適宜点検すること。

10 事業報告等

毎年度終了後 30 日以内に、施設利用状況報告書、収入支出報告書、次年度の収入支出予算書を提出すること。

11 実地調査

江南市は、必要に応じて、施設、設備の実地調査ができる。

12 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により江南市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

（1）公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

（2）指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、江南市と協議を行うこと。

（3）その他、本仕様書に記載のない事項については、江南市と協議を行うこと。

14 協力費

施設の管理及び運営に要する経費に充てるため、利用者から協力費（光熱水費実費相当額）を徴収することができるものとする。この場合、利用者に十分理解を得るものとする。

15 その他

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、江南市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

令和８年議案第１０９号

令和８年度江南市一般会計補正予算（第５号）

令和８年度江南市の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,714,657千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　既定の債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 市税		14,340,876	348,000	14,688,876
	1 市民税	7,165,771	348,000	7,513,771
15 国庫支出金		6,046,160	47,423	6,093,583
	1 国庫負担金	4,692,926	27,797	4,720,723
	2 国庫補助金	421,545	310	421,855
	4 国庫交付金	902,410	19,316	921,726
16 県支出金		3,595,073	3,697	3,598,770
	1 県負担金	1,909,435	3,542	1,912,977
	2 県補助金	1,378,007	155	1,378,162
18 寄附金		67,521	45,481	113,002
	1 寄附金	67,521	45,481	113,002
19 繰入金		2,247,114	△364,284	1,882,830
	1 基金繰入金	2,222,522	△364,284	1,858,238
21 諸収入		918,484	△79	918,405
	5 雑入	664,860	△79	664,781
歳入合計		39,634,419	80,238	39,714,657

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		266,455	△4,916	261,539
	1 議会費	266,455	△4,916	261,539
2 総務費		3,544,549	100,786	3,645,335
	1 総務管理費	2,683,043	110,319	2,793,362
	2 徴税費	538,396	△2,620	535,776
	3 戸籍住民基本台帳費	226,789	△6,725	220,064
	6 監査委員費	27,157	△188	26,969
3 民生費		19,910,361	12,395	19,922,756
	1 社会福祉費	9,811,279	3,964	9,815,243
	2 児童福祉費	8,770,640	△28,639	8,742,001
	3 生活保護費	1,314,877	37,070	1,351,947
4 衛生費		3,611,746	△6,348	3,605,398
	1 保健衛生費	1,029,550	9,999	1,039,549

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 清掃費	2,268,602	△16,234	2,252,368
	3 上水道費	313,594	△113	313,481
5 労働費		123,295	2	123,297
	1 労働費	123,295	2	123,297
6 農林水産業費		203,802	964	204,766
	1 農業費	203,172	964	204,136
7 商工費		1,139,104	△2,966	1,136,138
	1 商工費	1,139,104	△2,966	1,136,138
8 土木費		2,794,316	△12,166	2,782,150
	1 土木管理費	240,489	△12,758	227,731
	2 道路橋りょう費	778,794		778,794
	3 河川費	651,896	△7,534	644,362
	4 都市計画費	552,082	19,506	571,588
	6 下水道費	529,393	△11,380	518,013
9 消防費		1,316,089	△2,543	1,313,546
	1 消防費	1,316,089	△2,543	1,313,546
10 教育費		4,044,454	△4,970	4,039,484
	1 教育総務費	595,231	△9,922	585,309
	2 小学校費	890,136	4,340	894,476
	3 中学校費	540,529	△47	540,482
	4 社会教育費	445,602	1,240	446,842
	5 保健体育費	1,572,956	△581	1,572,375
歳出合計		39,634,419	80,238	39,714,657

第2表　繰越明許費補正

［単位：千円］

款	項	事　　業　　名	金　額
８ 土 木 費	４ 都市計画費	交 通 結 節 点 整 備 事 業 （ 布 袋 駅 東 地 区 ）	30,243

第3表　債務負担行為補正

［単位：千円］

事　　項	期　　間	限　度　額
在 宅 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス 施 設 「 あ ゆ み 」 指 定 管 理 料	令和８年度～令和 11 年度	138,096
道 路 整 備 事 業 （ 市 道 草 井 線 ）	令和８年度～令和９年度	58,473
側　溝　・　舗　装　等　工　事　費	令和８年度～令和９年度	50,000
医　療　的　ケ　ア　派　遣　手　数　料	令和８年度～令和９年度	2,036
放 課 後 児 童 支 援 員 補 助 人 材 確 保 事 業	令和８年度～令和９年度	20,735

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
	千円	千円	千円
1 市税	14,340,876	348,000	14,688,876
15 国庫支出金	6,046,160	47,423	6,093,583
16 県支出金	3,595,073	3,697	3,598,770
18 寄附金	67,521	45,481	113,002
19 繰入金	2,247,114	△364,284	1,882,830
21 諸収入	918,484	△79	918,405
歳入合計	39,634,419	80,238	39,714,657

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	266,455	△4,916	261,539
2 総務費	3,544,549	100,786	3,645,335
3 民生費	19,910,361	12,395	19,922,756
4 衛生費	3,611,746	△6,348	3,605,398
5 労働費	123,295	2	123,297
6 農林水産業費	203,802	964	204,766
7 商工費	1,139,104	△2,966	1,136,138
8 土木費	2,794,316	△12,166	2,782,150
9 消防費	1,316,089	△2,543	1,313,546
10 教育費	4,044,454	△4,970	4,039,484
歳出合計	39,634,419	80,238	39,714,657

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 △4,916
		39,330	61,456
38,555		1,972	△28,132
12,565			△18,913
			2
			964
			△2,966
			△12,166
			△2,543
		4,100	△9,070
51,120		45,402	△16,284

２　歳　　入

１款　市税　　**１５款　国庫支出金**　　**１６款　県支出金**

科目			補正前の予算額	補正予算額	計
款	項	目			
1 市税			14,340,876	348,000	14,688,876
	1 市民税		7,165,771	348,000	7,513,771
		2 法人	573,511	348,000	921,511
15 国庫支出金			6,046,160	47,423	6,093,583
	1 国庫負担金		4,692,926	27,797	4,720,723
		1 民生費国庫負担金	4,688,942	27,797	4,716,739
	2 国庫補助金		421,545	310	421,855
		3 衛生費国庫補助金	11,212	310	11,522
	4 国庫交付金		902,410	19,316	921,726
		2 民生費交付金	731,679	7,216	738,895
		3 衛生費交付金	94,631	12,100	106,731
16 県支出金			3,595,073	3,697	3,598,770
	1 県負担金		1,909,435	3,542	1,912,977
		1 民生費県負担金	1,908,574	3,542	1,912,116
	2 県補助金		1,378,007	155	1,378,162
		3 衛生費県補助金	29,172	155	29,327

［単位：千円］

節		説明
区分	金額	
1現年課税分	348,000	［税務課］ 法人税割
3生活保護費負担金	27,797	［ふくし支援課］ 生活保護医療扶助費負担金　27,000 中国残留邦人等医療支援給付費負担金　797
1保健衛生費補助金	310	［健康づくり課］ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 620,000円×1/2
2児童福祉費交付金	7,216	［こども未来課］ 子どものための教育・保育給付費交付金
1保健衛生費交付金	12,100	［健康づくり課］ 妊婦のための支援給付交付金
2児童福祉費負担金	3,542	［こども未来課］ 子どものための教育・保育給付費負担金
1保健衛生費補助金	155	［健康づくり課］ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 620,000円×1/4

歳　　入

１８款　寄附金　　１９款　繰入金　　２１款　諸収入

科目			補正前の予算額	補正予算額	計
款	項	目			
18 寄附金			67,521	45,481	113,002
	1 寄附金		67,521	45,481	113,002
		1 総務費寄附金	42,521	39,409	81,930
		2 民生費寄附金		1,972	1,972
		3 教育費寄附金	25,000	4,100	29,100
19 繰入金			2,247,114	△364,284	1,882,830
	1 基金繰入金		2,222,522	△364,284	1,858,238
		1 基金繰入金	2,222,522	△364,284	1,858,238
21 諸収入			918,484	△79	918,405
	5 雑入		664,860	△79	664,781
		2 雑入	581,076	△79	580,997
計			39,634,419	80,238	39,714,657

［単位：千円］

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費 寄附金	39,409	［企画課］ ふるさと寄附金
1 社会福祉費 寄附金	401	［地域ふくし課］ 寄附金
2 児童福祉費 寄附金	1,571	［こども未来課］ 寄附金
4 社会教育費 寄附金	4,100	［生涯学習課］ 企業版ふるさと寄附金
1 基金 繰入金	△364,284	［財政課］ 江南市財政調整基金繰入金
11 雑入	△79	［防災安全課］ 人件費負担金

3　歳　　出

1款　議会費
1項　議会費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1議会費	266,455	△4,916	261,539				△4,916	2給料	△1,627
								3職員手当等	△2,367
								4共済費	△922
計	266,455	△4,916	261,539				△4,916		

2款　総務費
1項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1秘書人事費	475,147	64,007	539,154				64,007	1報酬	△10,450
								2給料	5,211
								3職員手当等	71,985
								4共済費	△3,387
								5災害補償費	1,151

１－１－１　議会費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△4,902** 2 給料 △1,627 一般職給 3 職員手当等 △2,367 管理職手当 △595 扶養手当 △258 地域手当 △198 住居手当 140 通勤手当 △48 時間外勤務手当 △122 期末手当 △419 勤勉手当 △654 児童手当 △210 管理職員特別勤務手当 △3 4 共済費 △908 職員共済組合負担金 **〔渉外・議員活動事業〕** **△14** **・渉外事業** 4 共済費 社会保険料等	

２－１－１　秘書人事費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **63,921** 1 報酬 △10,450 会計年度任用職員 2 給料 5,211 一般職給 3 職員手当等 71,854 地域手当 416 住居手当 286 通勤手当 660 時間外勤務手当 △1,335 期末手当 1,475 勤勉手当 937	

歳　出

２款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
								8旅　費	△503
2企画費	660,041	62,951	722,992			39,409	23,542	2給　料	2,950
								3職員手当等	3,082
								4共済費	925
								11役務費	809
								12委託料	15,776

２－１－１　秘書人事費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
退職手当　69,625 児童手当　△210 4 共済費　△3,342 職員共済組合負担金　640 地方公務員災害補償基金負担金　335 社会保険料等　△4,375 労働保険料　58 5 災害補償費　1,151 職員災害補償費 8 旅費　△503 費用弁償	
〔人事管理事業〕　△3 **・会計年度任用職員配置事業** 3 職員手当等　39 期末手当　16 勤勉手当　23 4 共済費　△42 社会保険料等　△25 労働保険料　△17	
〔共済事務受託事業〕　19 3 職員手当等　9 期末手当　8 勤勉手当　1 4 共済費　10 社会保険料等	
〔秘書・渉外関係事業〕　74 **・秘書・渉外事業** 3 職員手当等 期末手当　52 勤勉手当　22	
〔広報事業〕　△4 3 職員手当等　9 期末手当　8 勤勉手当　1 4 共済費　△13 社会保険料等	
〔人件費等〕　6,957 2 給料　2,950 一般職給 3 職員手当等　3,082 管理職手当　443 扶養手当　10 地域手当　272 住居手当　187 通勤手当　22 時間外勤務手当　△738 期末手当　1,447	

歳　出

２款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
								24積立金	39,409
5 財政費	743,241	△5,221	738,020				△5,221	2給　料	△1,900
								3職員手当等	△2,263
								4共済費	△1,058
6 行政事務費	321,657	△896	320,761				△896	2給　料	△2,662
								3職員手当等	309
								4共済費	△540
								10需用費	1,997

２－１－２　企画費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
勤勉手当　1,230 児童手当　205 管理職員特別勤務手当　4 4 共済費　925 職員共済組合負担金	
〔ふるさと寄附事業〕　55,994 11 役務費　809 決済手数料 12 委託料　15,776 業務委託料 24 積立金　39,409 江南市ふるさと応援事業基金積立金	〈特定財源〉 そ　39,409千円　ふるさと寄附金 補正後81,930,000円－補正前42,521,000円 決済手数料 補正後1,579,000円－補正前770,000円 業務委託料 補正後35,701,000円－補正前19,925,000円 江南市ふるさと応援事業基金積立金 補正後81,930,000円－補正前42,521,000円
〔人件費等〕　△5,183 2 給料　△1,900 一般職給 3 職員手当等　△2,263 扶養手当　△372 地域手当　△182 住居手当　420 通勤手当　△67 時間外勤務手当　△790 期末手当　△580 勤勉手当　△392 児童手当　△300 4 共済費　△1,020 職員共済組合負担金 **〔市有財産管理事業〕　△38** 4 共済費 社会保険料等	
〔人件費等〕　△2,931 2 給料　△2,662 一般職給 3 職員手当等　291 扶養手当　887 地域手当　△142 通勤手当　△337 時間外勤務手当　△302 期末手当　△191 勤勉手当　△574 児童手当　950 4 共済費　△560 職員共済組合負担金	

歳　出

２款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
8 防災安全費	247,783	△9,390	238,393			△79	△9,311	2給　料	△3,748
								3職員手当等	△3,237
								4共済費	△2,405

２－１－６　行政事務費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔入札・契約・物品購入・検収事業〕 **19** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等	
〔庁舎等維持運営事業〕 **2,016** **・庁舎等維持運営事業** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等 10 需用費 1,997 修繕料 施設	施設 補正後5,908,000円－補正前3,911,000円
〔人件費等〕 **△8,542** 2 給料 △3,748 一般職給 3 職員手当等 △3,401 扶養手当 120 地域手当 △290 住居手当 △504 通勤手当 24 時間外勤務手当 △468 期末手当 △941 勤勉手当 △1,231 児童手当 △120 管理職員特別勤務手当 9 4 共済費 △1,393 職員共済組合負担金	
〔交通安全対策事業〕 **△544** **・交通安全指導事業** 3 職員手当等 15 期末手当 2 勤勉手当 13 4 共済費 △559 社会保険料等 △543 労働保険料 △16	
〔放置自転車対策事業〕 **△304** **・放置自転車対策事業** 3 職員手当等 149 期末手当 108 勤勉手当 41 4 共済費 △453 社会保険料等 △429 労働保険料 △24	

歳　出

２款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
9会計管理費	91,290	△1,132	90,158				△1,132	2給料	△312
								3職員手当等	△483
								4共済費	△337
計	2,683,043	110,319	2,793,362			39,330	70,989		

２款　総務費
２項　徴税費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1税務費	363,193	△10,264	352,929				△10,264	2給料	△3,685
								3職員手当等	△3,752
								4共済費	△2,827

２－１－９　会計管理費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕　△1,132 2 給料　△312 一般職給 3 職員手当等　△483 管理職手当　△595 扶養手当　△26 地域手当　△75 住居手当　△443 通勤手当　200 時間外勤務手当　283 期末手当　99 勤勉手当　77 管理職員特別勤務手当　△3 4 共済費　△337 職員共済組合負担金	

２－２－１　税務費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕　△10,055 2 給料　△3,685 一般職給 3 職員手当等　△3,770 管理職手当　596 地域手当　△248 住居手当　△408 通勤手当　207 時間外勤務手当　△722 期末手当　△1,131 勤勉手当　△2,067 管理職員特別勤務手当　3 4 共済費　△2,600 職員共済組合負担金	

歳　出

２款　総務費
２項　徴税費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
2 収納費	175,203	7,644	182,847				7,644	2給　料	△1,759
								3職員手当等	410
								4共済費	△487
								22償還金、利子及び割引料	9,480
計	538,396	△2,620	535,776				△2,620		

２－２－１　税務費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔個人賦課事業〕 **△239** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 △248 社会保険料等 △225 労働保険料 △23	
〔税諸証明書交付事業〕 **30** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 21 社会保険料等	
〔人件費等〕 **△1,479** 2 給料 △1,759 一般職給 3 職員手当等 410 管理職手当 △498 扶養手当 338 地域手当 △154 通勤手当 136 時間外勤務手当 542 期末手当 139 勤勉手当 △873 児童手当 780 4 共済費 △130 職員共済組合負担金	
〔滞納市税等訪問徴収事業〕 **△13** **・訪問徴収事業** 4 共済費 社会保険料等	
〔窓口来客収納事業〕 **△344** 4 共済費 社会保険料等 △322 労働保険料 △22	
〔還付・充当事業〕 **9,480** **・過誤納金還付・充当事業** 22 償還金、利子及び割引料 市税過誤納還付金等及び還付加算金	補正後54,480,000円－補正前45,000,000円

歳　出

２款　総務費
３項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1戸籍住民基本台帳費	226,789	△6,725	220,064				△6,725	2給料	△2,581
								3職員手当等	△2,737
								4共済費	△1,407
計	226,789	△6,725	220,064				△6,725		

２－３－１　戸籍住民基本台帳費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△6,829** 2 給料 △2,581 一般職給 3 職員手当等 △2,765 管理職手当 595 扶養手当 △156 地域手当 △171 住居手当 △165 通勤手当 △187 時間外勤務手当 △1,316 期末手当 △343 勤勉手当 △845 児童手当 △180 管理職員特別勤務手当 3 4 共済費 △1,483 職員共済組合負担金 **〔戸籍事業〕** **7** **・戸籍事業** 3 職員手当等 6 期末手当 4 共済費 1 社会保険料等 **〔住民基本台帳等事業〕** **97** **・個人番号カード関連事業** 3 職員手当等 22 期末手当 18 勤勉手当 4 4 共済費 75 社会保険料等 20 労働保険料 55	

歳　出

２款　総務費
６項　監査委員費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1監査委員費	27,157	△188	26,969				△188	3職員手当等	△85
								4共済費	△103
計	27,157	△188	26,969				△188		

３款　民生費
１項　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1地域福祉費	980,925	△5,928	974,997			401	△6,329	2給料	△5,486
								3職員手当等	△2,745
								4共済費	△1,916
								14工事請負費	521
								19扶助費	3,698

２－６－１　監査委員費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△159** 3 職員手当等 △85 勤勉手当 4 共済費 △74 職員共済組合負担金 **〔監査・審査・検査事業〕** **△29** **・監査事業** 4 共済費 社会保険料等	

３－１－１　地域福祉費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△10,195** 2 給料 △5,486 一般職給 3 職員手当等 △2,806 管理職手当 △152 扶養手当 △156 地域手当 △464 住居手当 △168 通勤手当 153 時間外勤務手当 △557 期末手当 △789 勤勉手当 △673 4 共済費 △1,903 職員共済組合負担金 **〔基幹相談事業〕** **10** 3 職員手当等 23 期末手当 20 勤勉手当 3 4 共済費 △13 社会保険料等 7 労働保険料 △20	

歳　出

３款　民生費
１項　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
2 介護保険費	1,423,862	13,995	1,437,857				13,995	2給　料	1,305
								3職員手当等	229
								4共済費	△759
								27繰出金	13,220
3 障害者福祉費	4,032,632	△1,171	4,031,461				△1,171	2給　料	△100
								3職員手当等	△447
								4共済費	△624

説明	
事業	備考
〔生活困窮者自立相談支援事業〕 **38** **・生活困窮者自立相談支援事業** 3 職員手当等 期末手当	
〔福祉タクシー料金助成事業〕 **3,698** 19 扶助費 福祉タクシー料金助成事業費	補正後22,516,000円－補正前18,818,000円
〔（仮称）多世代交流プラザ整備等事業〕 **521** **・（仮称）多世代交流プラザ整備事業** 14 工事請負費 遮熱スクリーン等設置工事費	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 〈特定財源〉 そ　401千円　寄附金
〔人件費等〕 **775** 2 給料 1,305 一般職給 3 職員手当等 229 管理職手当 △153 扶養手当 △120 地域手当 83 住居手当 △336 通勤手当 90 時間外勤務手当 463 期末手当 148 勤勉手当 △226 児童手当 280 4 共済費 △759 職員共済組合負担金	
〔介護保険財務事務事業〕 **13,220** **・介護保険特別会計繰出事業** 27 繰出金 特別会計繰出金	地域支援事業分 補正後 48,823,000円－補正前 48,902,000円 事務費分 補正後120,822,000円－補正前107,523,000円
〔人件費等〕 **△1,164** 2 給料 △100 一般職給 3 職員手当等 △456 扶養手当 △159 地域手当 △20 住居手当 △492 通勤手当 41 時間外勤務手当 970 期末手当 △226 勤勉手当 △630 児童手当 60 4 共済費 △608 職員共済組合負担金	

歳　出

３款　民生費
１項　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
4 社会保障費	3,327,069	△2,932	3,324,137				△2,932	2給　料	△533
								3職員手当等	△2,149
								4共済費	△250

３－１－３　障害者福祉費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔障害者支援区分認定審査事業〕 **19** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等	
〔自立支援給付事業〕 **△26** **・障害者自立支援給付事業** 4 共済費 社会保険料等 △12 労働保険料 △14	
〔在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業〕 **・在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」指定管理事業**	在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」指定管理料に係る債務負担行為 期間　令和8年度～令和11年度 限度額　138,096千円
〔人件費等〕 **△3,040** 2 給料 △533 一般職給 3 職員手当等 △2,235 扶養手当 △504 地域手当 △83 住居手当 68 通勤手当 △59 時間外勤務手当 335 期末手当 △461 勤勉手当 △986 児童手当 △545 4 共済費 △272 職員共済組合負担金	
〔保険推進事業〕 **△28** 4 共済費 社会保険料等 10 労働保険料 △38	
〔後期高齢者医療支援事業〕 **117** **・広域連合支援事業** 3 職員手当等 77 期末手当 35 勤勉手当 42 4 共済費 40 社会保険料等 62 労働保険料 △22	

歳　出

３款　民生費
１項　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
計	9,811,279	3,964	9,815,243			401	3,563		

３款　民生費
２項　児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1こども保育費	7,800,027	△29,981	7,770,046	10,758		1,571	△42,310	2給料	△29,300
								3職員手当等	△12,703
								4共済費	△10,131
								14工事請負費	777
								17備品購入費	1,090
								18負担金、補助及び交付金	17,984
								22償還金、利子及び割引料	2,302

３－１－４　社会保障費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔国民年金事業〕 **19** **・届出等処理事業** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等	

３－２－１　こども保育費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔人件費等〕 **△51,156** 2 給料 △29,300 一般職給 3 職員手当等 △12,757 管理職手当 △720 扶養手当 △682 地域手当 △2,456 住居手当 281 通勤手当 1,777 時間外勤務手当 140 期末手当 △3,511 勤勉手当 △7,220 児童手当 △355 管理職員特別勤務手当 △11 4 共済費 △9,099 職員共済組合負担金 △7,944 社会保険料等 △1,038 労働保険料 △117 **〔こども施策総合推進事業〕** **19** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等	

歳　出

３款　民生費
２項　児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国　県支出金	地方債	その他			

３－２－１　こども保育費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔病児保育事業〕 **2,302** **・病児保育施設運営事業** 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金 788 地域子ども・子育て支援事業費県費補助金返納金 1,514	子ども・子育て支援国庫交付金返納金 補正後2,184,000円－補正前1,396,000円 令和４～６年度分 子ども・子育て支援国庫交付金返納金 令和４～７年度分 地域子ども・子育て支援事業費県費補助金返納金
〔子育て支援施設整備等事業〕 **777** **・児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業** 14 工事請負費 遮熱スクリーン等設置工事費	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 〈特定財源〉 そ　599千円　寄附金
〔保育園保育等事業〕 **186** **・保育園保育事業** **2,380** 4 共済費 1,290 社会保険料等 3,484 労働保険料 △2,194 17 備品購入費 1,090 パーティション	〈特定財源〉 そ　972千円　寄附金
・保育園給食事業 **△2,194** 4 共済費 社会保険料等 △1,352 労働保険料 △842	
〔保育管理等事業〕 **20** **・保育管理事業** 3 職員手当等 17 期末手当 15 勤勉手当 2 4 共済費 3 社会保険料等 19 労働保険料 △16	

歳　出

３款　民生費
２項　児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
2 子育て支援費	259,547	1,323	260,870				1,323	2給　料	1,161
								3職員手当等	327
								4共済費	△165

３－２－１　こども保育費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔子ども・子育て支援給付事業〕 **18,003** **・特定教育・保育等事業** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等 18 負担金、補助及び交付金 17,984 施設型給付費	〈特定財源〉 国　7,216千円　補正後487,300,756円×　1/　2 366,410,883円×60/100 －補正前473,653,170円×　1/　2 365,756,933円×60/100 県　3,542千円　補正後487,300,756円×　1/　4 366,410,883円×20/100 －補正前473,653,170円×　1/　4 365,756,933円×20/100 施設型給付費 補正後882,365,000円－補正前864,381,000円
〔わかくさ園運営事業〕 **△91** 4 共済費 社会保険料等 △51 労働保険料 △40	
〔児童・遺児手当等事業〕 **△60** **・児童手当事業** **19** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等	
・児童扶養手当事業 **△79** 4 共済費 社会保険料等	
〔母子・父子家庭自立支援給付事業〕 **19** 3 職員手当等 10 期末手当 9 勤勉手当 1 4 共済費 9 社会保険料等	
〔人件費等〕 **2,052** 2 給料 1,161 一般職給 3 職員手当等 327 地域手当 93 住居手当 108 通勤手当 49 時間外勤務手当 △725 期末手当 502 勤勉手当 300 4 共済費 564 職員共済組合負担金 89 社会保険料等 451 労働保険料 24	

歳　出

３款　民生費
２項　児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国　県支出金	地方債	その他			
3 医　療助成費	699,224	19	699,243				19	3職　員手当等	9
								4共 済 費	10
計	8,770,640	△28,639	8,742,001	10,758		1,571	△40,968		

３－２－２　子育て支援費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔子育て支援センター維持運営事業〕　△167 **・第１・第２子育て支援センター維持運営事業** 4 共済費 社会保険料等　△88 労働保険料　△79	
〔ファミリー・サポート・センター事業〕　△109 4 共済費 社会保険料等　△85 労働保険料　△24	
〔家庭児童相談事業〕　△78 4 共済費 社会保険料等　△59 労働保険料　△19	
〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕　△38 4 共済費 社会保険料等　△14 労働保険料　△24	
〔要保護児童対策事業〕　△70 4 共済費 社会保険料等　△54 労働保険料　△16	
〔児童館活動事業〕　△267 4 共済費 社会保険料等　△253 労働保険料　△14	
〔福祉医療費助成事業〕　19 **・子ども医療費助成事業** 3 職員手当等　9 期末手当　8 勤勉手当　1 4 共済費　10 社会保険料等	

歳　出

３款　民生費
３項　生活保護費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
１生活保護費	1,314,877	37,070	1,351,947	27,797			9,273	4共済費	7
								19扶助費	37,063
計	1,314,877	37,070	1,351,947	27,797			9,273		

４款　衛生費
１項　保健衛生費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
１健康づくり費	991,156	10,039	1,001,195	12,565			△2,526	2給　料	△825
								3職員手当等	△565
								4共済費	△671
								18負担金、補助及び交付金	12,100

３－３－１　生活保護費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔生活保護事業〕 **36,007** 4 共済費 7 社会保険料等 19 扶助費 36,000 医療扶助費	〈特定財源〉 国　27,000千円 補正後1,256,616,000円×3/4 －補正前1,220,616,000円×3/4 医療扶助費 補正後688,585,000円－補正前652,585,000円
〔中国残留邦人等生活支援事業〕 **1,063** 19 扶助費 医療支援給付費	〈特定財源〉 国　797千円 補正後4,681,000円×3/4－補正前3,618,000円×3/4 補正後3,067,000円－補正前2,004,000円

４－１－１　健康づくり費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△1,549** 2 給料 △825 一般職給 3 職員手当等 △641 管理職手当 595 扶養手当 △895 地域手当 △90 住居手当 95 通勤手当 197 時間外勤務手当 △574 期末手当 531 勤勉手当 △114 児童手当 △390 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △83 職員共済組合負担金	

歳　出

４款　衛生費
１項　保健衛生費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国　県支出金	地方債	その他			

４－１－１　健康づくり費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔健康推進事業〕　△57 **・健康推進事業** 4 共済費 社会保険料等　△27 労働保険料　△30	
〔予防接種事業〕　△261 **・予防接種事業** 3 職員手当等　42 期末手当　26 勤勉手当　16 4 共済費　△303 社会保険料等　△279 労働保険料　△24	
〔狂犬病予防事業〕　20 3 職員手当等　34 期末手当　10 勤勉手当　24 4 共済費　△14 労働保険料	
〔母子健康管理事業〕　△65 4 共済費 社会保険料等　△47 労働保険料　△18	
〔母子保健事業〕　△22 **・母子保健事業　△22** 4 共済費 労働保険料	
・発達支援事業	（財源更正） 〈特定財源〉 国　310千円　620,000円×1/2 県　155千円　620,000円×1/4
〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕　11,947 **・こども家庭センター（母子保健）運営事業　△93** 4 共済費 社会保険料等　△60 労働保険料　△33	
・妊婦等包括相談支援事業　△31 4 共済費 社会保険料等　△19 労働保険料　△12	

歳　出

４款　衛生費
１項　保健衛生費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
2環境保全費	38,394	△40	38,354				△40	4共済費	△40
計	1,029,550	9,999	1,039,549	12,565			△2,566		

４款　衛生費
２項　清掃費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1清掃費	2,268,602	△16,234	2,252,368				△16,234	2給　料	953
								3職員手当等	△851
								4共済費	△469

４－１－１　健康づくり費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
・妊婦支援給付金支給事業 **12,071** 4 共済費 △29 社会保険料等 △12 労働保険料 △17 18 負担金、補助及び交付金 12,100 妊婦支援給付金	〈特定財源〉 国　12,100千円　補正後65,650,000円×10/10 －補正前53,550,000円×10/10 妊婦支援給付金 補正後65,650,000円－補正前53,550,000円
〔休日急病診療所維持運営事業〕 **26** **・休日急病診療所運営事業** 4 共済費 社会保険料等 46 労働保険料 △20	
〔温暖化防止事業〕 **△16** **・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業** 4 共済費 社会保険料等	
〔環境監視事業〕 **△24** **・簡易専用水道等維持管理事業** 4 共済費 社会保険料等	

４－２－１　清掃費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **11** 2 給料 953 一般職給 3 職員手当等 △860 扶養手当 △228 地域手当 58 住居手当 △196	

歳　出

４款　衛生費
２項　清掃費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
								18負担金、補助及び交付金	△15,867

説明	
事業	備考
通勤手当　△96 時間外勤務手当　△382 期末手当　300 勤勉手当　△421 児童手当　105 4 共済費　△82 職員共済組合負担金　△61 社会保険料等　△21	
〔ごみ減量対策・ごみ減量作戦「５７運動」事業〕　△16 **・ごみ減量対策・ごみ減量作戦「５７運動」事業** 4 共済費 社会保険料等	
〔分別ごみ収集運搬事業〕　△24 **・資源ごみ収集運搬事業** 3 職員手当等　9 期末手当　8 勤勉手当　1 4 共済費　△33 社会保険料等　△10 労働保険料　△23	
〔リサイクルステーション運営事業〕　△51 4 共済費 労働保険料	
〔ふれあい収集事業〕　△287 4 共済費 社会保険料等　△267 労働保険料　△20	
〔江南丹羽環境管理組合関係事業〕　△4,466 **・江南丹羽環境管理組合調整事業** 18 負担金、補助及び交付金 江南丹羽環境管理組合負担金	事業運営費負担金（令和７年度精算分） 補正後1,162,729,420円×59.675% －88,977,200円 －補正前1,164,852,820円×59.558% －169,400,000円×52.636% 事業運営費負担金 補正後1,162,562,187円×59.641% －84,201,950円 －補正前1,170,526,000円×59.641% －158,200,000円×53.225%

歳　出

４款　衛生費
２項　清掃費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
計	2,268,602	△16,234	2,252,368				△16,234		

４款　衛生費
３項　上水道費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 上水道費	313,594	△113	313,481				△113	27繰 出 金	△113
計	313,594	△113	313,481				△113		

４－２－１　清掃費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔尾張北部環境組合関係事業〕　　**△11,401** **・新ごみ処理施設建設事業** 18 負担金、補助及び交付金 新ごみ処理施設建設費負担金	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 新ごみ処理施設建設費負担金 補正後1,005,300,000円×40.253% －補正前1,033,625,000円×40.253%

４－３－１　上水道費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔企業会計管理事業〕　　**△113** **・水道事業会計繰出事業** 27 繰出金 水道事業会計繰出金	補正後588,000円－補正前701,000円

歳　出

５款　労働費
１項　労働費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 労働費	123,295	2	123,297				2	3職員手当等	13
								4共済費	△11
計	123,295	2	123,297				2		

６款　農林水産業費
１項　農業費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 農業費	203,172	964	204,136				964	2給　料	557
								3職員手当等	240
								4共済費	167
計	203,172	964	204,136				964		

５－１－１　労働費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔就業相談等運営事業〕 **2** 3 職員手当等 13 期末手当 4 共済費 △11 社会保険料等	

６－１－１　農業費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔人件費等〕 **786** 2 給料 557 一般職給 3 職員手当等 115 扶養手当 312 地域手当 69 住居手当 △532 通勤手当 112 時間外勤務手当 △75 期末手当 193 勤勉手当 △204 児童手当 240 4 共済費 114 職員共済組合負担金 **〔農地保全推進事業〕** **178** **・農地転用等審査事業** 3 職員手当等 125 期末手当 46 勤勉手当 79 4 共済費 53 社会保険料等	

歳　出

7款　商工費
1項　商工費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 商工費	863,541	961	864,502				961	2給　料	1,867
								3職員手当等	△653
								4共済費	△253
2 企業誘致推進費	275,563	△3,927	271,636				△3,927	2給　料	△3,327
								3職員手当等	△12
								4共済費	△588
計	1,139,104	△2,966	1,136,138				△2,966		

７－１－１　商工費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **1,329** 2 給料 1,867 一般職給 3 職員手当等 △661 管理職手当 △596 扶養手当 96 地域手当 109 住居手当 △43 通勤手当 △75 時間外勤務手当 75 期末手当 32 勤勉手当 △375 児童手当 120 管理職員特別勤務手当 △4 4 共済費 123 職員共済組合負担金 **〔物価高騰対策支援事業〕** **△383** **・江南市地域商品券発行事業** 4 共済費 社会保険料等 △368 労働保険料 △15 **〔観光推進事業〕** **15** **・観光推進事業** 3 職員手当等 8 期末手当 4 共済費 7 社会保険料等	
〔人件費等〕 **△3,927** 2 給料 △3,327 一般職給 3 職員手当等 △12 扶養手当 221 地域手当 △248 住居手当 △336 通勤手当 △64 時間外勤務手当 77 期末手当 71 勤勉手当 △128 児童手当 395 4 共済費 △588 職員共済組合負担金	

歳　出

８款　土木費
１項　土木管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1道路管理費	122,492	△12,502	109,990				△12,502	2給　料	△5,965
								3職員手当等	△4,526
								4共済費	△2,011
2建築指導費	117,997	△256	117,741				△256	2給　料	△256
								3職員手当等	182
								4共済費	△182
計	240,489	△12,758	227,731				△12,758		

８－１－１　道路管理費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△12,521** 2 給料 △5,965 一般職給 3 職員手当等 △4,535 扶養手当 156 地域手当 △465 通勤手当 △69 時間外勤務手当 △91 期末手当 △1,619 勤勉手当 △2,031 児童手当 △420 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △2,021 職員共済組合負担金 △1,995 社会保険料等 △26 **〔企画調整事業〕** **19** **・土木事業企画調整事務** 3 職員手当等 9 期末手当 8 勤勉手当 1 4 共済費 10 社会保険料等	
〔人件費等〕 **△272** 2 給料 △256 一般職給 3 職員手当等 175 管理職手当 748 扶養手当 60 地域手当 44 住居手当 △129 通勤手当 △208 時間外勤務手当 285 期末手当 △338 勤勉手当 △531 児童手当 240 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △191 職員共済組合負担金 **〔建築確認審査等事業〕** **16** 3 職員手当等 7 期末手当 4 共済費 9 社会保険料等	

歳　出

８款　土木費
２項　道路橋りょう費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 道路橋りょう費	778,794		778,794						
計	778,794		778,794						

８款　土木費
３項　河川費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 河川費	651,896	△7,534	644,362				△7,534	2給料	△3,213
								3職員手当等	△2,718
								4共済費	△1,349
								18負担金、補助及び交付金	△254
計	651,896	△7,534	644,362				△7,534		

８－２－１　道路橋りょう費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔道路整備事業（市道草井線）〕 **〔道路側溝・舗装等整備事業〕**	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 道路整備事業（市道草井線）に係る債務負担行為 　期間　　令和8年度～令和9年度 　限度額　58,473千円 側溝・舗装等工事費に係る債務負担行為 　期間　　令和8年度～令和9年度 　限度額　50,000千円

８－３－１　河川費　［単位：千円］

説明		
事　　業		備　　考
〔人件費等〕	**△7,280**	
2 給料	△3,213	
一般職給		
3 職員手当等	△2,718	
扶養手当	△468	
地域手当	△295	
通勤手当	40	
時間外勤務手当	△495	
期末手当	△799	
勤勉手当	△701	
4 共済費	△1,349	
職員共済組合負担金	△1,328	
社会保険料等	△21	
〔企画調整事業〕	**△254**	
・河川事業企画調整事務		
18 負担金、補助及び交付金		補正後7,467,000円－補正前7,721,000円
下水道事業会計人件費負担金		

歳　出

８款　土木費
４項　都市計画費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1都市計画費	192,824	△2,764	190,060				△2,764	2給料	△100
								3職員手当等	△2,268
								4共済費	△396
2都市整備費	217,717	22,270	239,987				22,270	2給料	△2,982
								3職員手当等	△747
								4共済費	△939
								11役務費	1
								14工事請負費	1,901
								16公有財産購入費	25,036
計	552,082	19,506	571,588				19,506		

８－４－１　都市計画費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△2,764** 2 給料 △100 一般職給 3 職員手当等 △2,268 扶養手当 △558 地域手当 △52 住居手当 △168 通勤手当 △194 時間外勤務手当 △273 期末手当 △69 勤勉手当 △814 児童手当 △145 管理職員特別勤務手当 5 4 共済費 △396 職員共済組合負担金	
〔人件費等〕 **△4,668** 2 給料 △2,982 一般職給 3 職員手当等 △747 扶養手当 294 地域手当 △215 住居手当 △336 通勤手当 121 時間外勤務手当 731 期末手当 △614 勤勉手当 △968 児童手当 240 4 共済費 △939 職員共済組合負担金 △898 社会保険料等 △29 労働保険料 △12 **〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕** **1,901** 14 工事請負費 排水路整備工事費（単市事業） **〔都市計画道路整備事業（江南岩倉線）〕** **25,037** 11 役務費 1 印鑑証明手数料 16 公有財産購入費 25,036 街路改良用地費（単市事業）	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 補正後30,243,000円－補正前28,342,000円 繰越明許費 30,243千円 ★★★★★　政策的事業　★★★★★ 街路改良用地費　314平方ﾒｰﾄﾙ

歳　出

８款　土木費
６項　下水道費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 下水道費	529,393	△11,380	518,013				△11,380	27繰出金	△11,380
計	529,393	△11,380	518,013				△11,380		

９款　消防費
１項　消防費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 消防総務費	458,625	189	458,814				189	2給料	720
								3職員手当等	△204
								4共済費	△327
2 消防予防費	77,544	△1,193	76,351				△1,193	2給料	△250
								3職員手当等	△611
								4共済費	△332

８－６－１　下水道費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔下水道経営事業〕　△11,380 ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後518,013,000円－補正前529,393,000円

９－１－１　消防総務費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕　189 2 給料　720 一般職給 3 職員手当等　△204 扶養手当　60 地域手当　62 住居手当　△207 通勤手当　283 特殊勤務手当　1 時間外勤務手当　△370 夜勤手当　1 期末手当　225 勤勉手当　△384 児童手当　120 管理職員特別勤務手当　5 4 共済費　△327 職員共済組合負担金　△308 社会保険料等　△19	
〔人件費等〕　△1,183 2 給料　△250 一般職給 3 職員手当等　△611 扶養手当　60 地域手当　△15 住居手当　△141 通勤手当　188 特殊勤務手当　10 時間外勤務手当　△187 期末手当　△81	

歳　出

９款　消防費
１項　消防費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
3 消防署費	779,920	△1,539	778,381				△1,539	2給　料	420
								3職員手当等	△681
								4共済費	△1,278
計	1,316,089	△2,543	1,313,546				△2,543		

１０款　教育費
１項　教育総務費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 教育支援費	313,762	△9,772	303,990				△9,772	2給　料	△6,394
								3職員手当等	△1,127

９－１－２　消防予防費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
勤勉手当　△545 児童手当　100 4 共済費　△322 職員共済組合負担金 **〔予防統計事業〕　△10** **・統計作成事業** 4 共済費 社会保険料等	
〔人件費等〕　△1,539 2 給料　420 一般職給 3 職員手当等　△681 管理職手当　1,343 扶養手当　△948 地域手当　66 住居手当　788 通勤手当　679 特殊勤務手当　185 時間外勤務手当　321 夜勤手当　△711 期末手当　304 勤勉手当　△2,913 児童手当　205 4 共済費　△1,278 職員共済組合負担金　△1,279 社会保険料等　1	

１０－１－１　教育支援費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕　△9,460 2 給料　△6,394 一般職給 3 職員手当等　△1,127 扶養手当　△138	

歳　出

１０款　教育費
**　１項　教育総務費**

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国　県支出金	地方債	その他			
								4共 済 費	△2,251
2 教　育環境費	68,040	△182	67,858				△182	3職　員手当等	5
								4共 済 費	△187

説明	
事業	備考
地域手当　△523 住居手当　△12 通勤手当　△33 時間外勤務手当　1,074 期末手当　△630 勤勉手当　△960 児童手当　100 管理職員特別勤務手当　△5 4 共済費　△1,939 職員共済組合負担金　△1,898 社会保険料等　△41	
〔養護教諭配置事業〕　△32 4 共済費 労働保険料	
〔特別支援学級等支援職員配置事業〕　△130 4 共済費 労働保険料	
〔英語指導助手（ＡＬＴ）配置事業〕　△40 4 共済費 労働保険料	
〔図書館司書配置事業〕　△27 4 共済費 労働保険料	
〔スクール・サポート・スタッフ配置事業〕　△26 4 共済費 労働保険料	
〔就学指導事業〕　△57 4 共済費 社会保険料等　△47 労働保険料　△10	医療的ケア派遣手数料に係る債務負担行為 期間　令和8年度～令和9年度 限度額　2,036千円
〔心の教室相談員配置事業〕　△27 4 共済費 労働保険料	
〔教育支援センター事業〕　△130 3 職員手当等　5 期末手当 4 共済費　△135 社会保険料等　△100 労働保険料　△35	
〔いじめ・不登校対策事業〕　△25 **・校内教育支援センター事業** 4 共済費 労働保険料	

歳　出

１０款　教育費
**　１項　教育総務費**

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
3 放課後児童費	213,429	32	213,461				32	4共済費	32
計	595,231	△9,922	585,309				△9,922		

１０款　教育費
**　２項　小学校費**

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 小学校費	890,136	4,340	894,476				4,340	4共済費	△111
								10需用費	4,451
計	890,136	4,340	894,476				4,340		

１０－１－３　放課後児童費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕 **32** **・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）** **32** 4 共済費 社会保険料等 88 労働保険料 △56 **・放課後児童支援員補助人材確保事業**	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 放課後児童支援員補助人材確保事業に係る債務負担行為 期間　　令和8年度～令和9年度 限度額　20,735千円

１０－２－１　小学校費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔学校補助教員配置事業〕 **△47** 4 共済費 労働保険料 **〔学校管理運営事業〕** **△64** **・学校校務員配置事業** 4 共済費 労働保険料 **〔学校施設管理事業〕** **4,451** 10 需用費 修繕料 校舎施設	補正後32,054,000円－補正前27,603,000円

歳　出

１０款　教育費
**　３項　中学校費**

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 中学校費	540,529	△47	540,482				△47	4共 済 費	△47
計	540,529	△47	540,482				△47		

１０款　教育費
**　４項　社会教育費**

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 生涯学習費	323,476	1,385	324,861			4,100	△2,715	2給　料	△844
								3職員手当等	△1,552
								4共 済 費	△866
								10需 用 費	2,047
								17備品購入費	2,600

１０－３－１　中学校費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔学校補助教員配置事業〕 **△15** 4 共済費 労働保険料 **〔学校管理運営事業〕** **△32** **・学校校務員配置事業** 4 共済費 労働保険料	

１０－４－１　生涯学習費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **△3,037** 2 給料 △844 一般職給 3 職員手当等 △1,563 管理職手当 △595 扶養手当 536 地域手当 △73 住居手当 △300 通勤手当 △282 時間外勤務手当 △845 期末手当 △6 勤勉手当 △414 児童手当 420 管理職員特別勤務手当 △4 4 共済費 △630 職員共済組合負担金 **〔生涯学習推進事業〕** **21** **・生涯学習講座事業** 3 職員手当等 11 期末手当 9 勤勉手当 2 4 共済費 10 社会保険料等	

歳　出

１０款　教育費
**　４項　社会教育費**

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国　県支出金	地方債	その他			
2 文　化交流費	122,126	△145	121,981				△145	4共 済 費	△266
								18負担金、補助及び交 付 金	121
計	445,602	1,240	446,842			4,100	△2,860		

１０－４－１　生涯学習費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔少年センター維持運営事業〕 **△27** 4 共済費 社会保険料等 △17 労働保険料 △10	
〔公民館維持運営事業〕 **547** **・公民館維持事業** 10 需用費 修繕料 施設	補正後904,000円－補正前357,000円
〔公民館事業〕 **△219** **・公民館講座事業** 4 共済費 社会保険料等 △188 労働保険料 △31	
〔図書館維持運営事業〕 **4,100** **・図書整備事業** 10 需用費 1,500 消耗品費 児童用図書 17 備品購入費 2,600 一般用図書 1,800 視聴覚資料 800	〈特定財源〉 そ　4,100千円　企業版ふるさと寄附金 児童用図書 補正後6,907,000円－補正前5,407,000円 一般用図書 補正後20,388,000円－補正前18,588,000円 視聴覚資料 補正後1,895,000円－補正前1,095,000円
〔歴史民俗資料館維持運営事業〕 **△266** **・常設展示事業** 4 共済費 社会保険料等 △249 労働保険料 △17 **〔文化財保護事業〕** **121** 18 負担金、補助及び交付金 文化財保存事業費補助金	

歳　出

１０款　教育費
５項　保健体育費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 スポーツ推進費	243,178	△545	242,633				△545	2給　料	197
								3職員手当等	△33
								4共済費	△709
2 学校給食費	1,329,778	△36	1,329,742				△36	4共済費	△36
計	1,572,956	△581	1,572,375				△581		

１０－５－１　スポーツ推進費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕　△244 2 給料　197 一般職給 3 職員手当等　△33 扶養手当　△312 地域手当　△10 住居手当　492 通勤手当　△26 時間外勤務手当　155 期末手当　199 勤勉手当　△516 児童手当　△15 4 共済費　△408 職員共済組合負担金 **〔スポーツ振興事業〕　△183** **・運動部活動地域展開等事業** 4 共済費 社会保険料等　△147 労働保険料　△36 **〔スポーツ推進委員事業〕　△68** 4 共済費 社会保険料等　△52 労働保険料　△16 **〔スポーツプラザ維持運営事業〕　△40** **・スポーツセンター・武道館維持運営事業** 4 共済費 労働保険料 **〔都市公園等運動施設維持運営事業〕　△10** **・テニスコート維持運営事業** 4 共済費 労働保険料	
〔給食企画事業〕　△36 **・給食企画事業** 4 共済費 社会保険料等　△19 労働保険料　△17	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費				
			報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
補正後	長等	3		30,048	12,709 3.50月分		48
	議員	20	109,404		44,947 3.40月分		
	その他の 特別職	414	47,028				
	計	437	156,432	30,048	57,656		48
補正前	長等	3		30,048	12,709 3.50月分		48
	議員	20	109,404		44,947 3.40月分		
	その他の 特別職	414	47,028				
	計	437	156,432	30,048	57,656		48
比 較	長等						
	議員						
	その他の 特別職						
	計						

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,573) 675	1,304,274	2,483,721	2,198,631
補正前	(1,578) 680	1,314,724	2,546,229	2,171,356
比 較	(△ 5) △ 5	△ 10,450	△ 62,508	27,275

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	109,650	68,228	212,820
	補正前	109,234	71,058	218,017
	比 較	416	△ 2,830	△ 5,197
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	8,080	742,852	602,833
	補正前	8,790	749,380	628,478
	比 較	△ 710	△ 6,528	△ 25,645

［単位:千円］

給与費 計	共済費	合計	備考
42,805	6,229	49,034	通勤手当　48
154,351	27,044	181,395	
47,028		47,028	
244,184	33,273	277,457	
42,805	6,878	49,683	通勤手当　48
154,351	27,044	181,395	
47,028		47,028	
244,184	33,922	278,106	
	△ 649	△ 649	
	△ 649	△ 649	

［単位:千円］

給与費 計	共済費	合計	備考
5,986,626	1,000,022	6,986,648	
6,032,309	1,038,869	7,071,178	
△ 45,683	△ 38,847	△ 84,530	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
30,688	37,922	4,412	139,879
32,739	34,688	4,216	144,795
△ 2,051	3,234	196	△ 4,916
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
189,080	51,765	422	
119,455	50,095	411	
69,625	1,670	11	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(18) 675		2,483,721	1,957,663
補正前	(18) 680		2,546,229	1,931,229
比 較	△ 5		△ 62,508	26,434

( )内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	109,650	68,228	212,820
	補正前	109,234	71,058	218,017
	比 較	416	△ 2,830	△ 5,197
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	8,080	611,393	493,324
	補正前	8,790	618,476	519,255
	比 較	△ 710	△ 7,083	△ 25,931

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,555)	1,304,274		240,968
補正前	(1,560)	1,314,724		240,127
比 較	(△ 5)	△ 10,450		841

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	131,459	109,509
	補正前	130,904	109,223
	比 較	555	286

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給 料	△ 62,508	異動等に伴う増減分	△ 62,508	
職員手当等	27,275	異動等に伴う増減分	27,275	

［単位:千円］

給与費 計	共済費	合計	備考
4,441,384	856,669	5,298,053	
4,477,458	885,018	5,362,476	
△ 36,074	△ 28,349	△ 64,423	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
30,688	37,922	4,412	139,879
32,739	34,688	4,216	144,795
△ 2,051	3,234	196	△ 4,916

退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当
189,080	51,765	422
119,455	50,095	411
69,625	1,670	11

［単位:千円］

給与費 計	共済費	合計	備考
1,545,242	143,353	1,688,595	
1,554,851	153,851	1,708,702	
△ 9,609	△ 10,498	△ 20,107	

［単位:千円］

備考					
管理職手当	416	特殊勤務手当	196	退職手当	69,625
扶養手当	△ 2,830	時間外勤務手当	△ 4,916	児童手当	1,670
地域手当	△ 5,197	夜勤手当	△ 710	管理職員特別勤務手当	11
住居手当	△ 2,051	期末手当	△ 6,528		
通勤手当	3,234	勤勉手当	△ 25,645		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追加分）

事項	限度額	令和7年度末までの支出（見込）額	
		期間	金額
在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」指定管理料	138,096	――――	――――
道路整備事業（市道草井線）	58,473	――――	――――
側溝・舗装等工事費	50,000	――――	――――
医療的ケア派遣手数料	2,036	――――	――――
放課後児童支援員補助人材確保事業	20,735	――――	――――

［単位:千円］

令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和8年度 〜 令和11年度	138,096	65,640			72,456
令和8年度 〜 令和9年度	58,473			58,473	
令和8年度 〜 令和9年度	50,000				50,000
令和8年度 〜 令和9年度	2,036	678			1,358
令和8年度 〜 令和9年度	20,735	13,822			6,913

令和８年議案第１１０号

令和８年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,157,485千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5 繰　　入　　金		660,450	12,899	673,349
	2 基　金　繰　入　金		12,899	12,899
歳　　入　　合　　計		8,144,586	12,899	8,157,485

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
7 諸　　支　　出　　金		10,834	12,899	23,733
	1 償還金及び還付加算金	10,834	12,899	23,733
歳　　出　　合　　計		8,144,586	12,899	8,157,485

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
	千円	千円	千円
5 繰　　入　　金	660,450	12,899	673,349
歳　入　合　計	8,144,586	12,899	8,157,485

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
7 諸　支　出　金	10,834	12,899	23,733
歳　出　合　計	8,144,586	12,899	8,157,485

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円 12,899	千円
		12,899	

２　歳　　入

５款　繰入金

科目			補正前の予算額	補正予算額	計
款	項	目			
5 繰入金			660,450	12,899	673,349
	2 基金繰入金			12,899	12,899
		1 基金繰入金		12,899	12,899
計			8,144,586	12,899	8,157,485

［単位：千円］

節		説明
区分	金額	
1基金繰入金	12,899	江南市国民健康保険事業基金繰入金

３　歳　　出

７款　諸支出金
１項　償還金及び還付加算金

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
１償還金及び還付加算金	10,834	12,899	23,733			12,899		22償還金、利子及び割引料	12,899
計	10,834	12,899	23,733			12,899			

７－１－１　償還金及び還付加算金　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔保険給付事業〕 **12,899** **・保険税過年度過誤納還付金・還付加算金支払事業** **3,500** 22 償還金、利子及び割引料 保険税過年度過誤納還付金・還付加算金	〈特定財源〉 そ　3,500千円　江南市国民健康保険事業基金繰入金
・過年度県支出金返納金支払事業 **9,399** 22 償還金、利子及び割引料 過年度県支出金返納金	〈特定財源〉 そ　9,399千円　江南市国民健康保険事業基金繰入金

令和８年議案第１１１号

令和８年度江南市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,304,027千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 国　庫　支　出　金		2,009,945	13,771	2,023,716
	2 国　庫　補　助　金	470,313	13,771	484,084
4 県　支　出　金		1,242,427	△9	1,242,418
	3 県　補　助　金	48,493	△9	48,484
6 繰　入　金		1,485,036	13,411	1,498,447
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,282,474	13,220	1,295,694
	2 基　金　繰　入　金	202,562	191	202,753
歳　入　合　計		9,276,854	27,173	9,304,027

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総　務　費		111,757	27,087	138,844
	1 総　務　管　理　費	29,767	27,546	57,313
	2 介 護 認 定 審 査 会 費	81,990	△459	81,531
4 地 域 支 援 事 業 費		421,467	△114	421,353
	2 一般介護予防事業費	9,373	△70	9,303
	3 包括的支援事業・任意事業費	43,778	△44	43,734
6 諸　支　出　金		99,010	200	99,210
	1 償還金及び還付加算金	75,025	200	75,225
歳　出　合　計		9,276,854	27,173	9,304,027

第２表　債務負担行為補正

［単位：千円］

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
介護保険料通知書等作成委託料	令和８年度 ～ 令和11年度	9,105	令和８年度 ～ 令和11年度	7,040

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
	千円	千円	千円
2 国 庫 支 出 金	2,009,945	13,771	2,023,716
4 県 支 出 金	1,242,427	△9	1,242,418
6 繰 入 金	1,485,036	13,411	1,498,447
歳 入 合 計	9,276,854	27,173	9,304,027

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	111,757	27,087	138,844
4 地域支援事業費	421,467	△114	421,353
6 諸 支 出 金	99,010	200	99,210
歳 出 合 計	9,276,854	27,173	9,304,027

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 13,788	千円	千円 13,299	千円
△26		△88	
		200	
13,762		13,411	

２　歳　　入

２款　国庫支出金　　４款　県支出金　　６款　繰入金

科目			補正前の予算額	補正予算額	計
款	項	目			
2 国庫支出金			2,009,945	13,771	2,023,716
	2 国庫補助金		470,313	13,771	484,084
		3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	18,464	△17	18,447
		6 事務費補助金	4,174	13,788	17,962
4 県支出金			1,242,427	△9	1,242,418
	3 県補助金		48,493	△9	48,484
		2 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	9,231	△9	9,222
6 繰入金			1,485,036	13,411	1,498,447
	1 一般会計繰入金		1,282,474	13,220	1,295,694
		2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金	41,617	△70	41,547
		3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金	8,427	△9	8,418
		5 その他一般会計繰入金	107,523	13,299	120,822
	2 基金繰入金		202,562	191	202,753
		1 基金繰入金	202,562	191	202,753
計			9,276,854	27,173	9,304,027

［単位：千円］

節		説明
区分	金額	
1現年度分	△17	［介護保険課］ 現年度分包括的支援事業・任意事業費交付金
1事務費補助金	13,788	［介護保険課］ 事務費補助金
1現年度分	△9	［介護保険課］ 現年度分包括的支援事業・任意事業費交付金
1現年度分	△70	［介護保険課］ 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金
1現年度分	△9	［介護保険課］ 現年度分包括的支援事業・任意事業費繰入金
1事務費繰入金	13,299	［介護保険課］ 事務費繰入金
1基金繰入金	191	［介護保険課］ 江南市介護保険事業基金繰入金

3　歳　　出

1款　総務費
1項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1総務管理費	29,767	27,546	57,313	13,788		13,758		3職員手当等	10
								4共済費	△41
								12委託料	27,577
計	29,767	27,546	57,313	13,788		13,758			

１－１－１　総務管理費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔介護サービス給付管理事業〕 **△18** **・介護サービス支給決定事業** 4 共済費 社会保険料等	〈特定財源〉 そ　△18千円　一般会計繰入金 補正後5,536,000円－補正前5,554,000円
〔介護保険料賦課徴収事業〕 **・介護保険料賦課事業**	債務負担行為 限度額 変更後　7,040千円 変更前　9,105千円
〔介護保険システム等改修事業〕 **27,577** 12 委託料 システム改修委託料	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 国　13,788千円　27,577,000円×1/2 そ　13,789千円　一般会計繰入金 介護情報基盤連携及び介護報酬改定等に伴うシステム改修 補正後35,926,000円－補正前8,349,000円
〔介護保険事業者指定及び指導事業〕 **△13** 3 職員手当等 10 期末手当 9 勤勉手当 1 4 共済費 △23 社会保険料等 △12 労働保険料 △11	〈特定財源〉 そ　△13千円　一般会計繰入金 補正後4,518,000円－補正前4,531,000円

歳　出

１款　総務費
２項　介護認定審査会費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 介護認定審査会費	81,990	△459	81,531			△459		4共 済 費	△459
計	81,990	△459	81,531			△459			

４款　地域支援事業費
２項　一般介護予防事業費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 一般介護予防事業費	9,373	△70	9,303			△70		4共 済 費	△70
計	9,373	△70	9,303			△70			

１－２－１　介護認定審査会費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔介護認定事業〕 **△459** **・認定調査等事業** **△155** 4 共済費 社会保険料等 △108 労働保険料 △47 **・介護認定審査事業** **△304** 4 共済費 社会保険料等 △275 労働保険料 △29	〈特定財源〉 そ　△155千円　一般会計繰入金 補正後26,148,000円－補正前26,303,000円 〈特定財源〉 そ　△304千円　一般会計繰入金 補正後55,383,000円－補正前55,687,000円

４－２－１　一般介護予防事業費　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔地域支援事業〕 **△70** **・高齢者教室事業** 4 共済費 社会保険料等	〈特定財源〉 そ　△70千円　一般会計繰入金 補正後4,390,000円－補正前4,460,000円

歳　出

４款　地域支援事業費
３項　包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 包括的支援事業・任意事業費	37,845	△44	37,801	△26		△18		4共済費	△44
計	43,778	△44	43,734	△26		△18			

６款　諸支出金
１項　償還金及び還付加算金

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 償還金及び還付加算金	75,025	200	75,225			200		22償還金、利子及び割引料	200
計	75,025	200	75,225			200			

４－３－１　包括的支援事業・任意事業費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔地域支援事業〕　△44 **・任意事業** 4 共済費 社会保険料等　△29 労働保険料　△15	〈特定財源〉 国　△17千円 補正後16,059,000円×0.385 －補正前16,103,000円×0.385 県　△9千円 補正後16,059,000円×0.1925 －補正前16,103,000円×0.1925 そ　△9千円　一般会計繰入金 補正後16,059,000円×0.1925 －補正前16,103,000円×0.1925 そ　△9千円　江南市介護保険事業基金繰入金 補正後321,000円－補正前330,000円

６－１－１　償還金及び還付加算金　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔介護保険料賦課徴収事業〕　200 **・介護保険料還付事業** 22 償還金、利子及び割引料 過年度過誤納還付金・還付加算金	〈特定財源〉 そ　200千円　江南市介護保険事業基金繰入金 補正後1,700,000円－補正前1,500,000円

給 与 費 明 細 書

1 特別職　　［単位:千円］

区　　分		職員数(人)	給与費		共済費	合計
			報酬	計		
補正後	その他の特別職	36	13,741	13,741		13,741
補正前	その他の特別職	36	13,741	13,741		13,741
比　較	その他の特別職					

2 一般職　　［単位:千円］

区　　分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		報酬	職員手当等	計		
補正後	(28)	37,803	8,199	46,002	6,052	52,054
補正前	(28)	37,803	8,189	45,992	6,666	52,658
比　較			10	10	△ 614	△ 604

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（変更分）

事　　項	限　度　額	令和7年度末までの支出（見込）額	
		期　間	金　額
介護保険料通知書等作成委託料	7,040	――――	――――

［単位:千円］

令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和8年度 〜 令和11年度	7,040			7,040	

令和８年議案第１１２号

令和８年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度江南市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
１総　　務　　費		9,559		9,559
	１総　務　管　理　費	9,559		9,559
歳　　出　　合　　計		2,095,172		2,095,172

第２表　債務負担行為補正

［単位：千円］

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
後期高齢者医療保険料通知書等作成委託料	令和８年度 ～ 令和11年度	8,380	令和８年度 ～ 令和11年度	6,050

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総　　務　　費	9,559		9,559
歳　出　合　計	2,095,172		2,095,172

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円

２　歳　　出

１款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
１徴収費	9,559		9,559						
計	9,559		9,559						

１－１－１　徴収費　［単位：千円］

説明	
事　　業	備　　考
〔後期高齢者医療支援事業〕 **・保険料収納対策事業**	債務負担行為 　限度額 　　変更後　6,050千円 　　変更前　8,380千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（変更分）

事　　項	限　度　額	令和7年度末までの支　出（見　込）額	
		期　　間	金　　額
後期高齢者医療保険料通知書等作成委託料	6,050	―――――	―――――

［単位:千円］

令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和8年度 〳 令和11年度	6,050			6,050	

令和８年議案第１１３号

令和８年度江南市水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度江南市水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　水道事業収益	1,818,300 千円	△ 106 千円	1,818,194 千円
第２項　営業外収益	508,159 千円	△ 106 千円	508,053 千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	1,575,112 千円	2,792 千円	1,577,904 千円
第１項　営業費用	1,550,216 千円	2,792 千円	1,553,008 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,013,366千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,015,252千円」に、「過年度分損益勘定留保資金835,949千円」を「過年度分損益勘定留保資金837,835千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　資本的支出	1,341,069 千円	1,886 千円	1,342,955 千円
第１項　建設改良費	1,227,252 千円	1,886 千円	1,229,138 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第４条　予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	119,671 千円	4,725 千円	124,396 千円

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

令和8年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 水道事業収益			1,818,300	△ 106	1,818,194
	2 営業外収益		508,159	△ 106	508,053
		2 他会計補助金	299,494	△ 113	299,381
		4 消費税及び地方消費税還付金	61,570	7	61,577

支　　出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 水道事業費用			1,575,112	2,792	1,577,904
	1 営業費用		1,550,216	2,792	1,553,008
		1 原水及び浄水費	711,364	762	712,126
		2 配水及び給水費	130,498	△ 40	130,458
		4 業務費	124,841	1,610	126,451
		5 総係費	83,997	460	84,457

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出			1,341,069	1,886	1,342,955
	1 建設改良費		1,227,252	1,886	1,229,138
		1 事務費	128,366	1,886	130,252

令和８年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

［単位：千円］

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	143,288
減価償却費	470,515
固定資産除却費	11,200
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,114
長期前受金戻入額	△ 135,889
受取利息及び受取配当金	△ 3,045
支払利息	23,594
未収金の増減額（△は増加）	△ 64,567
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 3,324
未払金の増減額（△は減少）	6,932
小計	446,590
利息及び配当金の受取額	3,045
利息の支払額	△ 23,594
業務活動によるキャッシュ・フロー	426,041
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,102,788
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	172,899
補助金等による収入	29,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 900,806
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 111,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,183
資金増加額（又は減少額）	△ 436,582
資金期首残高	1,071,640
資金期末残高	635,058

給 与 費 明 細 書

1 特別職 （その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	171		
補正前	10	171		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(3) 10	5,166	39,910	32,180
	資本勘定支弁職員	4		15,370	10,726
	合計	(3) 14	5,166	55,280	42,906
補正前	損益勘定支弁職員	(3) 10	5,166	38,768	30,684
	資本勘定支弁職員	4		14,508	10,013
	合計	(3) 14	5,166	53,276	40,697
比較	損益勘定支弁職員			1,142	1,496
	資本勘定支弁職員			862	713
	合計			2,004	2,209

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
手当の内訳	補正後	2,869	1,368	4,763
	補正前	2,273	1,524	4,568
	比 較	596	△ 156	195
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	11,291	9,063	660
	補正前	10,702	9,196	815
	比 較	589	△ 133	△ 155

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
171		171	
171		171	

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
77,256	15,520	92,776	
26,096	5,353	31,449	
103,352	20,873	124,225	
74,618	15,319	89,937	
24,521	5,042	29,563	
99,139	20,361	119,500	
2,638	201	2,839	
1,575	311	1,886	
4,213	512	4,725	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,315	616	5,016
1,036	526	4,109
279	90	907

管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額
17	5,928
13	5,935
4	△ 7

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	10		39,910	30,902
	資本勘定支弁職員	4		15,370	10,726
	合計	14		55,280	41,628
補正前	損益勘定支弁職員	10		38,768	29,424
	資本勘定支弁職員	4		14,508	10,013
	合計	14		53,276	39,437
比較	損益勘定支弁職員			1,142	1,478
	資本勘定支弁職員			862	713
	合計			2,004	2,191

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
手当の内訳	補正後	2,869	1,368	4,763
	補正前	2,273	1,524	4,568
	比 較	596	△ 156	195
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	10,591	8,485	660
	補正前	10,018	8,620	815
	比 較	573	△ 135	△ 155

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
70,812	14,559	85,371	
26,096	5,353	31,449	
96,908	19,912	116,820	
68,192	14,335	82,527	
24,521	5,042	29,563	
92,713	19,377	112,090	
2,620	224	2,844	
1,575	311	1,886	
4,195	535	4,730	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,315	616	5,016
1,036	526	4,109
279	90	907

管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額
17	5,928
13	5,935
4	△ 7

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(3)	5,166		1,278
	資本勘定支弁職員				
	合計	(3)	5,166		1,278
補正前	損益勘定支弁職員	(3)	5,166		1,260
	資本勘定支弁職員				
	合計	(3)	5,166		1,260
比較	損益勘定支弁職員				18
	資本勘定支弁職員				
	合計				18

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	期末手当	勤勉手当
手当の内訳	補正後	700	578
	補正前	684	576
	比 較	16	2

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給 料	2,004	異動等に伴う増減分	2,004	
手 当	2,209	異動等に伴う増減分	2,209	

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
6,444	961	7,405	
6,444	961	7,405	
6,426	984	7,410	
6,426	984	7,410	
18	△ 23	△ 5	
18	△ 23	△ 5	

［単位:千円］

備考					
管理職手当	596	時間外勤務手当	907	賞与引当金繰入額	△ 7
扶養手当	△ 156	期末手当	589		
地域手当	195	勤勉手当	△ 133		
住居手当	279	児童手当	△ 155		
通勤手当	90	管理職員特別勤務手当	4		

令 和 8 年 度 江 南 市 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表

（令和９年３月３１日）

［単位：千円］

	資　　産　　の　　部			
1　固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		242,214		
ロ 建物	363,634			
減価償却累計額	△ 203,503	160,131		
ハ 構築物	23,686,123			
減価償却累計額	△ 11,818,386	11,867,737		
ニ 機械及び装置	2,195,399			
減価償却累計額	△ 1,641,253	554,146		
ホ 車両運搬具	14,009			
減価償却累計額	△ 12,155	1,854		
ヘ 工具器具及び備品	10,294			
減価償却累計額	△ 9,760	534		
ト 建設仮勘定		138,205		
有形固定資産合計			12,964,821	
(2) 無形固定資産				
電話加入権		1,392		
無形固定資産合計			1,392	
固定資産合計				12,966,213
2　流 動 資 産				
(1) 現金預金			635,058	
(2) 未収金		365,948		
貸倒引当金		△ 500	365,448	
(3) 貯蔵品			2,525	
流動資産合計				1,003,031
資産合計				13,969,244

負　　債　　の　　部			
3　固　定　負　債			
企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,655,175		
企業債合計		1,655,175	
固定負債合計			1,655,175
4　流　動　負　債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	112,890		
企業債合計		112,890	
(2) 未払金		144,095	
(3) 引当金			
賞与引当金	9,863		
引当金合計		9,863	
(4) 預り金		3,872	
(5) その他流動負債		2,000	
流動負債合計			272,720
5　繰　延　収　益			
長期前受金		6,998,966	
長期前受金収益化累計額		△ 3,447,463	
繰延収益合計			3,551,503
負債合計			5,479,398
資　　本　　の　　部			
6　資　本　金			
イ 固有資本金	19,946		
ロ 出資金	1,182,247		
ハ 組入資本金	6,161,586		
資本金合計			7,363,779
7　剰　余　金			
(1) 資本剰余金			
イ 負担金	196,744		
ロ 受贈財産評価額	50,749		
ハ 分担金	110,793		
資本剰余金合計		358,286	
(2) 利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	767,781		
利益剰余金合計		767,781	
剰余金合計			1,126,067
資本合計			8,489,846
負債資本合計			13,969,244

注記

Ⅰ　重要な会計方針

1　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法　　定額法（ただし、取替資産については取替法による。）

・主な耐用年数

建物	24～50年
構築物	10～40年
機械及び装置	6～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

3　引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,723千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

4　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

Ⅱ　リース契約により使用する固定資産

1　リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

2　賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

１年内	3,176,580円
１年超	4,098,600円
計	7,275,180円

Ⅲ　その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和８年度において、期末手当、勤勉手当として25,979千円を支給、及びこれに係る法定福利費として5,104千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として6,757千円、資本勘定支弁職員分として2,490千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和８年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みであるため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和８年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

１款　　水道事業収益

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
1 水道事業収益			1,818,300	△ 106	1,818,194		
	2 営業外収益		508,159	△ 106	508,053		
		2 他会計補助金	299,494	△ 113	299,381	1 他会計補助金	△ 113
		4 消費税及び地方消費税還付金	61,570	7	61,577	1 消費税及び地方消費税還付金	7

支　　出

１款　　水道事業費用

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
1 水道事業費用			1,575,112	2,792	1,577,904		
	1 営業費用		1,550,216	2,792	1,553,008		
		1 原水及び浄水費	711,364	762	712,126	1 給料	534
						2 手当	23
						3 賞与引当金繰入額	48
						5 法定福利費	157
		2 配水及び給水費	130,498	△ 40	130,458	1 給料	△ 13
						2 手当	99
						3 賞与引当金繰入額	△ 56
						5 法定福利費	△ 70

［単位：千円］

説　　明
一般会計補助金 　児童手当
消費税及び地方消費税還付金

１－１－１　原水及び浄水費　　［単位：千円］

説　　明	
事　　業	備　　考
〔人件費等〕　762 　1 給料　534 　2 手当　23 　　扶養手当　△ 156 　　地域手当　30 　　住居手当　129 　　通勤手当　50 　　時間外勤務手当　△ 62 　　期末手当　129 　　勤勉手当　58 　　児童手当　△ 155 　3 賞与引当金繰入額　48 　　賞与引当金繰入額　36 　　法定福利費引当金繰入額　12 　5 法定福利費　157 　　職員共済組合負担金	
〔人件費等〕　△ 39 　1 給料　△ 13 　2 手当　90 　　地域手当　△ 1 　　時間外勤務手当　231 　　期末手当　△ 3 　　勤勉手当　△ 137	

支　出

1款　水道事業費用

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
		4 業務費	124,841	1,610	126,451	1 給料	621
						2 手当	795
						3 賞与引当金繰入額	103
						5 法定福利費	91
		5 総係費	83,997	460	84,457	2 手当	586
						3 賞与引当金繰入額	△ 99
						5 法定福利費	20

説明	
事業	備考
3 賞与引当金繰入額　△ 56	
賞与引当金繰入額　△ 47	
法定福利費引当金繰入額　△ 9	
5 法定福利費　△ 60	
職員共済組合負担金	
〔配水管等維持管理事業〕　△ 1	
・給配水管等維持管理事業	
2 手当　9	
期末手当　8	
勤勉手当　1	
5 法定福利費　△ 10	
社会保険料等	
〔人件費等〕　1,610	
1 給料　621	
2 手当　795	
管理職手当　596	
地域手当　97	
住居手当　300	
時間外勤務手当　△ 537	
期末手当　206	
勤勉手当　129	
管理職員特別勤務手当　4	
3 賞与引当金繰入額　103	
賞与引当金繰入額　86	
法定福利費引当金繰入額　17	
5 法定福利費　91	
職員共済組合負担金	
〔人件費等〕　464	
2 手当　577	
住居手当　168	
通勤手当　40	
時間外勤務手当　546	
勤勉手当　△ 177	

支　出

1款　水道事業費用

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
						32 負担金	△ 47

説明	
事業	備考
3 賞与引当金繰入額　△ 99	
賞与引当金繰入額　△ 82	
法定福利費引当金繰入額　△ 17	
5 法定福利費　33	
職員共済組合負担金	
32 負担金　△ 47	
水道部長人件費負担金	
〔企業会計管理事業〕　△ 4	
・企業会計経理事務	
2 手当　9	
期末手当　8	
勤勉手当　1	
5 法定福利費　△ 13	
社会保険料等	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

1款　　資本的支出

科目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区　　分	金　額
1　資本的支出			1,341,069	1,886	1,342,955		
	1　建設改良費		1,227,252	1,886	1,229,138		
		1　事務費	128,366	1,886	130,252	1 給　　料	862
						2 手　　当	713
						5 法 定 福 利 費	311

１－１－１　事務費　　［単位：千円］

説明	
事業	備考
〔人件費等〕 **1,886** 1 給料 862 2 手当 713 地域手当 69 住居手当 △ 318 時間外勤務手当 729 期末手当 241 勤勉手当 △ 8 5 法定福利費 311 職員共済組合負担金	

令和８年議案第１１４号

令和８年度江南市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度江南市下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	1,153,728 千円	△ 10,149 千円	1,143,579 千円
第１項 営 業 収 益	552,602 千円	△ 254 千円	552,348 千円
第２項 営 業 外 収 益	601,125 千円	△ 9,895 千円	591,230 千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	1,337,647 千円	△ 2,534 千円	1,335,113 千円
第１項 営 業 費 用	1,144,564 千円	△ 2,534 千円	1,142,030 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額297,863千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額289,590千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,672千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,681千円」に、「当年度分損益勘定留保資金182,722千円」を「当年度分損益勘定留保資金174,440千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　資本的収入	1,230,732 千円	16,505 千円	1,247,237 千円
第１項 企 業 債	881,800 千円	16,500 千円	898,300 千円
第３項 負 担 金	115,914 千円	5 千円	115,919 千円
支　　出			
第１款　資本的支出	1,528,595 千円	8,232 千円	1,536,827 千円
第１項 建 設 改 良 費	724,177 千円	8,232 千円	732,409 千円
第２項 企 業 債 償 還 金	803,418 千円	0 千円	803,418 千円

（企業債の補正）

第４条　予算第５条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

〔単位：千円〕

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(雨水)	26,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	42,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	881,800				898,300			

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職 員 給 与 費	94,637 千円	△ 10,782 千円	83,855 千円

（他会計からの補助金の補正）

第６条　予算第９条中「59,640千円」を「50,541千円」に改める。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

令和8年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事業収益			1,153,728	△ 10,149	1,143,579
	1 営 業 収 益		552,602	△ 254	552,348
		2 他 会 計 負 担 金	88,126	△ 254	87,872
	2 営業外収益		601,125	△ 9,895	591,230
		1 他 会 計 負 担 金	253,359	△ 2,286	251,073
		2 他 会 計 補 助 金	59,640	△ 9,099	50,541
		5 消費税及び地方消費税還付金	34,292	1,490	35,782

支　　出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事業費用			1,337,647	△ 2,534	1,335,113
	1 営 業 費 用		1,144,564	△ 2,534	1,142,030
		4 総 係 費	103,367	△ 2,387	100,980
		5 排 水 設 備 費	14,332	△ 147	14,185
		6 減 価 償 却 費	662,687		662,687

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1資本的収入			1,230,732	16,505	1,247,237
	1企業債		881,800	16,500	898,300
		1企業債	881,800	16,500	898,300
	3負担金		115,914	5	115,919
		1他会計負担金	23,280	5	23,285

支　出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1資本的支出			1,528,595	8,232	1,536,827
	1建設改良費		724,177	8,232	732,409
		1汚水管きょ整備費	618,592	△ 8,279	610,313
		2雨水施設整備費	34,077	16,511	50,588
	2企業債償還金		803,418		803,418
		1企業債償還金	803,418		803,418

令和８年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

［単位：千円］

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 234,986
減価償却費	662,687
引当金の増減額（△は減少）	118
長期前受金戻入額	△ 252,255
支払利息	192,033
未収金の増減額（△は増加）	68,542
未払金の増減額（△は減少）	4,097
小計	440,236
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 192,033
業務活動によるキャッシュ・フロー	248,203
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 797,277
無形固定資産の取得による支出	△ 30,979
補助金等による収入	219,088
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 609,168
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	898,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 803,418
他会計からの出資による収入	115,767
財務活動によるキャッシュ・フロー	210,649
資金増加額（又は減少額）	△ 150,316
資金期首残高	618,838
資金期末残高	468,522

給 与 費 明 細 書

1 特別職 (その他の特別職)

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	57		
補正前	10	57		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4) 5	7,357	20,896	17,193
	資本勘定支弁職員	4		15,150	9,638
	合計	(4) 9	7,357	36,046	26,831
補正前	損益勘定支弁職員	(4) 5	7,357	21,490	18,506
	資本勘定支弁職員	5		18,920	12,770
	合計	(4) 10	7,357	40,410	31,276
比較	損益勘定支弁職員			△ 594	△ 1,313
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 3,770	△ 3,132
	合計	△ 1		△ 4,364	△ 4,445

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
手当の内訳	補正後	2,272	1,040	3,149
	補正前	2,272	1,368	3,525
	比 較		△ 328	△ 376
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,165	6,566	710
	補正前	9,522	8,132	840
	比 較	△ 1,357	△ 1,566	△ 130

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
57		57	
57		57	

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
45,446	8,588	54,034	
24,788	4,976	29,764	
70,234	13,564	83,798	
47,353	9,184	56,537	
31,690	6,353	38,043	
79,043	15,537	94,580	
△ 1,907	△ 596	△ 2,503	
△ 6,902	△ 1,377	△ 8,279	
△ 8,809	△ 1,973	△ 10,782	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
160	298	1,165
168	416	1,664
△ 8	△ 118	△ 499

管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額
17	3,289
12	3,357
5	△ 68

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	5		20,896	15,188
	資本勘定支弁職員	4		15,150	9,638
	合計	9		36,046	24,826
補正前	損益勘定支弁職員	5		21,490	16,510
	資本勘定支弁職員	5		18,920	12,770
	合計	10		40,410	29,280
比較	損益勘定支弁職員			△ 594	△ 1,322
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 3,770	△ 3,132
	合計	△ 1		△ 4,364	△ 4,454

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
手当の内訳	補正後	2,272	1,040	3,149
	補正前	2,272	1,368	3,525
	比 較		△ 328	△ 376
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,072	5,654	710
	補正前	8,438	7,220	840
	比 較	△ 1,366	△ 1,566	△ 130

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
36,084	7,082	43,166	
24,788	4,976	29,764	
60,872	12,058	72,930	
38,000	7,515	45,515	
31,690	6,353	38,043	
69,690	13,868	83,558	
△ 1,916	△ 433	△ 2,349	
△ 6,902	△ 1,377	△ 8,279	
△ 8,818	△ 1,810	△ 10,628	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
160	298	1,165
168	416	1,664
△ 8	△ 118	△ 499

管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額
17	3,289
12	3,357
5	△ 68

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	7,357		2,005
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	7,357		2,005
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	7,357		1,996
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	7,357		1,996
比較	損益勘定支弁職員				9
	資本勘定支弁職員				
	合計				9

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	期末手当	勤勉手当
手当の内訳	補正後	1,093	912
	補正前	1,084	912
	比 較	9	

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給 料	△ 4,364	異動等に伴う増減分	△ 4,364	
手 当	△ 4,445	異動等に伴う増減分	△ 4,445	

［単位:千円］

給与費 計	法定福利費	合計	備考
9,362	1,506	10,868	
9,362	1,506	10,868	
9,353	1,669	11,022	
9,353	1,669	11,022	
9	△ 163	△ 154	
9	△ 163	△ 154	

［単位:千円］

備考					
管理職手当		時間外勤務手当	△ 499	賞与引当金繰入額	△ 68
扶養手当	△ 328	期末手当	△ 1,357		
地域手当	△ 376	勤勉手当	△ 1,566		
住居手当	△ 8	児童手当	△ 130		
通勤手当	△ 118	管理職員特別勤務手当	5		

令和８年度江南市下水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

［単位：千円］

	資　産　の　部			
１　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 構築物	24,475,328			
減価償却累計額	△ 3,561,546	20,913,782		
ロ 機械及び装置	291,615			
減価償却累計額	△ 80,181	211,434		
ハ 車両運搬具	1,036			
減価償却累計額	△ 984	52		
ニ 工具器具及び備品	585			
減価償却累計額	△ 320	265		
ホ 建設仮勘定		39,595		
有形固定資産合計			21,165,128	
(2) 無形固定資産				
施設利用権		1,614,636		
無形固定資産合計			1,614,636	
(3) 投資その他資産				
出資金		563		
投資その他資産合計			563	
固定資産合計				22,780,327
２　流動資産				
(1) 現金預金			468,522	
(2) 未収金		115,194		
貸倒引当金		△ 400	114,794	
流動資産合計				583,316
資産合計				23,363,643

負　　債　　の　　部			
3　固　定　負　債			
企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,984,313		
企業債合計		11,984,313	
固定負債合計			11,984,313
4　流　動　負　債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	790,743		
企業債合計		790,743	
(2) 未払金		285,266	
(3) 引当金			
賞与引当金	6,604		
引当金合計		6,604	
(4) その他流動負債		393	
流動負債合計			1,083,006
5　繰　延　収　益			
長期前受金		9,260,156	
長期前受金収益化累計額		△ 1,621,365	
繰延収益合計			7,638,791
負債合計			20,706,110
資　　本　　の　　部			
6　資　本　金			
イ 固有資本金	2,156,456		
ロ 繰入資本金	1,088,200		
資本金合計			3,244,656
7　剰　余　金			
(1) 利益剰余金（△は欠損金）			
当年度未処分利益剰余金	△ 587,123		
利益剰余金合計		△ 587,123	
剰余金合計			△ 587,123
資本合計			2,657,533
負債資本合計			23,363,643

注記

Ⅰ　重要な会計方針

1　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

施設利用権	45年

2　引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,662千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

Ⅱ　予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,911,305千円である。

Ⅲ　セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

Ⅳ　その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和８年度において、期末手当、勤勉手当として17,924千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,443千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,824千円、資本勘定支弁職員分として3,231千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和８年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和8年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　入

1款　下水道事業収益

科目			補正前の額	補　正　額	計	節	
款	項	目				区　分	金　額
1 下水道事業収益			1,153,728	△ 10,149	1,143,579		
	1 営業収益		552,602	△ 254	552,348		
		2 他会計負担金	88,126	△ 254	87,872	1 他会計負担金	△ 254
	2 営業外収益		601,125	△ 9,895	591,230		
		1 他会計負担金	253,359	△ 2,286	251,073	1 他会計負担金	△ 2,286
		2 他会計補助金	59,640	△ 9,099	50,541	1 他会計補助金	△ 9,099
		5 消費税及び地方消費税還付金	34,292	1,490	35,782	1 消費税及び地方消費税還付金	1,490

［単位：千円］

説　　明
一般会計人件費負担金
一般会計負担金
一般会計補助金
消費税及び地方消費税還付金

支　出

1款　下水道事業費用

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
1 下水道事業費用			1,337,647	△ 2,534	1,335,113		
	1 営業費用		1,144,564	△ 2,534	1,142,030		
		4 総係費	103,367	△ 2,387	100,980	1 給料	△ 594
						2 手当	△ 1,247
						3 賞与引当金繰入額	△ 96
						5 法定福利費	△ 419
						32 負担金	△ 31
		5 排水設備費	14,332	△ 147	14,185	2 手当	2
						5 法定福利費	△ 149
		6 減価償却費	662,687		662,687		

説明	
事業	備考
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 以下、政策的事業
〔人件費等〕　△ 2,349 1 給料　△ 594 2 手当　△ 1,254 扶養手当　△ 328 地域手当　△ 74 住居手当　△ 8 通勤手当　△ 90 時間外勤務手当　△ 100 期末手当　△ 146 勤勉手当　△ 393 児童手当　△ 120 管理職員特別勤務手当　5 3 賞与引当金繰入額　△ 96 賞与引当金繰入額　△ 68 法定福利費引当金繰入額　△ 28 5 法定福利費　△ 405 職員共済組合負担金 **〔下水道経営事業〕　△ 38** **・企業会計経理事務** 2 手当　7 期末手当 5 法定福利費　△ 14 社会保険料等　1 労働保険料　△ 15 32 負担金　△ 31 水道部長人件費負担金	〈特定財源〉 そ　△254千円　一般会計人件費負担金 補正後7,466,000円－補正前7,720,000円 そ　△2,139千円　一般会計負担金 補正後7,714,000円－補正前9,853,000円
〔排水設備関連事業〕　△ 147 2 手当　2 期末手当 5 法定福利費　△ 149 社会保険料等　△ 132 労働保険料　△ 17	〈特定財源〉 そ　△147千円　一般会計負担金 補正後11,997,000円－補正前12,144,000円
〔下水道経営事業〕 **・企業会計経理事務**	（財源更正） 〈特定財源〉 そ　△9,099千円　一般会計補助金 補正後50,541,000円－補正前59,640,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　入

1款　資本的収入

科目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区　分	金　額
1 資本的収入			1,230,732	16,505	1,247,237		
	1 企業債		881,800	16,500	898,300		
		1 企業債	881,800	16,500	898,300	1 建設改良費の為の企業債	16,500
	3 負担金		115,914	5	115,919		
		1 他会計負担金	23,280	5	23,285	1 他会計負担金	5

[単位:千円]

説　　明	
公共下水道事業債(雨水)	
一般会計負担金(汚水)	△ 6
一般会計負担金(雨水)	11

支　出

1款　資本的支出

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
1 資本的支出			1,528,595	8,232	1,536,827		
	1 建設改良費		724,177	8,232	732,409		
		1 汚水管きょ整備費	618,592	△ 8,279	610,313	1 給料	△ 3,770
						2 手当	△ 3,132
						5 法定福利費	△ 1,377
		2 雨水施設整備費	34,077	16,511	50,588	24 工事請負費	16,511
	2 企業債償還金		803,418		803,418		
		1 企業債償還金	803,418		803,418		

説明	
事業	備考
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 以下、政策的事業
〔人件費等〕　△ 8,279 1 給料　△ 3,770 2 手当　△ 3,132 地域手当　△ 302 通勤手当　△ 28 時間外勤務手当　△ 399 期末手当　△ 1,220 勤勉手当　△ 1,173 児童手当　△ 10 5 法定福利費　△ 1,377 職員共済組合負担金	〈特定財源〉 そ　△6千円　一般会計負担金(汚水) 補正後174,000円－補正前180,000円 そ　△8,273千円　公共下水道事業受益者負担金 補正後29,590,000円－補正前37,863,000円
〔雨水貯留施設整備事業〕　16,511 24 工事請負費 舗装復旧工事費(単市事業)	〈特定財源〉 地　16,500千円 [単市事業] 補正後(50,588,000円－15,900,000円)×100% －補正前(34,077,000円－15,900,000円)×100% そ　11千円　一般会計負担金(雨水) 補正後138,000円－補正前127,000円
〔下水道経営事業〕 **・企業債償還（元金）事業**	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 8,273千円　公共下水道事業受益者負担金 補正後33,756,000円－補正前25,483,000円

令和８年報告第１９号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２６日提出

江南市長　　澤田　和延

令和８年専決第７号

専 決 処 分 書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和８年９月２８日

江南市長　　澤田　和延

１	事故発生日時	令和８年８月６日（木） 午後１時３０分ごろ
２	事故発生場所	江南市古知野町杉山１７４番地２ ナビシティ江南ステーション
３	市　　側	消防署　職員
４	相　手　方	ナビシティ江南ステーション管理組合法人
５	事故の概要	救助隊員が共同住宅の隣室ベランダから居住者に接触を試みた際、隔壁板に体重が加わり隔壁板の上部に亀裂が入ったもの。
６	双方の損害額	江南市　　金　　０円 相手方　　金　５７，２００円
７	過失割合	江南市　　１００％ 相手方　　０％
８	損害賠償額	修繕費　　金　５７，２００円

（参　考）

事故現場説明図（江南市古知野町杉山１７４番地２　ナビシティ江南ステーション）

